

大学入試センター・シンポジウム 2024

障害者配慮

— 入試からはじまる,

豊かな学生生活を提供するために —

令和7(2025)年3月

独立行政法人 大学入試センター 研究開発部

障害者配慮

入試からはじまる, 豊かな学生生活を提供するために

独立行政法人大学入試センターは、令和6年11月9日、「大学入試センター・シンポジウム 2024」をオンラインで開催した。本報告書は、同シンポジウムにおける講演、討論等を当センターの文責で採録したものである。

目 次

■開会挨拶	3
山口 宏樹 (大学入試センター理事長)	
■趣旨説明	
シンポジウムの趣旨	5
南谷 和範 (大学入試センター研究開発部教授)	
■動向1	
高等教育での障害のある学生支援について	
— 高大連携・入試を中心に —	10
奥井 雅博 (文部科学省学生支援課課長補佐)	
■動向2	
大学入学共通テストにおける受験上の配慮について	22
川岸 哲也 (大学入試センター事業第一課参事)	
■事例紹介1	
私立大学における配慮の現状について	34
柏倉 秀克 (桜花学園大学副学長・教授)	
■事例紹介2	
海外の試験実施機関における配慮対応と根拠資料	46
高橋 知音 (信州大学学術研究院 (教育学系) 教授)	
■事例紹介3	
障害者配慮の次なるステップに向けて	65
立脇 洋介 (九州大学アドミッションセンター准教授)	
■総合討論	
入試からはじまる, 豊かな学生生活を提供するために	74
奥井 雅博・柏倉 秀克・川岸 哲也・高橋 知音・立脇 洋介・南谷 和範 / (五十音順)	
■閉会挨拶	86
山地 弘起 (大学入試センター試験・研究統括官)	

■ 開会挨拶

山口 宏樹（大学入試センター理事長）

大学入試センター理事長の山口です。本日は大学入試センター・シンポジウム 2024 に多くの方々のご参加をいただき、大変ありがとうございます。開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

私ども大学入試センターは、大学入学共通テストを着実に実施することを第一のミッションとしていますが、広く大学入学者選抜の方法の改善に資する調査研究を行うことも大切な役割と位置付けています。

この大学入試センター主催のシンポジウムは、そうした調査研究の成果をベースとして、大学入学者選抜に係るその時々の時宜にかなったテーマにつき多角的に議論し、理解を深めることを目的としています。一昨年は「大学入学共通テストはどのように利用されているのか」を、昨年は「CBT の世界へようこそ CBT システム TAO と試験環境づくりのいろは」を取り上げています。

今年、2024 年は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法が4月に施行されたことを踏まえ、「障害者配慮 一入試からはじまる、豊かな学生生活を提供するために一」というテーマを設定しました。

大学入試センターでは、1979 年度の第 1 回共通第 1 次学力試験において、「身体障害者受験措置」という名のもと、受験者の障害の種類・程度に応じて特別の措置をとることとし、143 人に措置を決定したと記録されています。

1985 年度共通第 1 次学力試験からは、出願受付締め切り後の負傷者等に身体に障害のある志願者に準じた措置をとることとして「受験特別措置」と改名、2014 年度大学入試センター試験から、「合理的配慮」の必要性がうたわれた、いわゆる障害者差別解消法の施行に鑑み、「受験上の配慮」と改名して入試における障害者配慮に対応し、現在に至ります。この間、その時々で丁寧な検討を重ね、障害の種類や措置事項を適切に増やし、2023 年度、2024 年度の大学入学共通テストでの受験上の配慮決定者数はそれぞれ 4,049 人、3,963 人と、4,000 人規模になっています。

このように、大学入試センターはその長い歴史にあって、専門家の先生方の献身的なご協力を頂きつつ、大学にもご理解いただき、入試における障害者配慮に真摯に取り組み、経験を重ねるとともに、関連の調査研究を精力的に進めてきました。

こうした大学入試センターが、シンポジウムにおいて障害者配慮のテーマを取り上げ、皆さまと一緒に理解を深めることの意義は大きいと考えています。

本日のシンポジウムでは、まず大学入試センター教授の南谷から、シンポジウム開催の背景や趣旨について詳しくご説明した後、文部科学省学生支援課奥井課長補佐から、障害のあ

る学生の修学支援について、高大連携と入試を中心に情報提供いただきます。また、大学入試センター参事の川岸から、大学入学共通テストにおける受験上の配慮についてお話しします。

続いて、事例紹介という形で3題のご講演をお願いしました。第1は私立大学における障害者配慮の現状について桜花学園大学の柏倉先生より、第2は海外の試験実施機関における配慮対応と根拠資料に関する考え方について信州大学の高橋先生より、第3は障害者配慮の次なるステップへの方向性について九州大学の立脇先生より、それぞれの観点からご講演頂きます。

そしてこれらを受け、入試からはじまる、豊かな学生生活を提供するために、障害者支援をどのように考え、どのようにしていくのかをテーマに、南谷教授の司会の下、登壇者全員による総合討論を多角的に展開します。

本日の大学入試センター・シンポジウムが、皆さまにとって、また私どもにとっても、実りある有意義な時間となることを心から願っています。

最後に、ご多忙のところご登壇くださる先生方、並びにご参加いただいた皆さまに厚く御礼申し上げます、開会にあたっての私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

■ 趣旨説明

シンポジウムの趣旨

南谷 和範 (大学入試センター研究開発部教授)



【南谷】 大学入試センター研究開発部に所属しています南谷和範と申します。研究開発部と申しあげましたが、こちらは入試に関する基盤の設計、あるいは、高大接続の問題というのを広く取り上げるとともに、大学入試センターの最大のミッションである大学入学共通テストの適正性とか公平性を維持するための研究をしている部署です。大学入試センターは共通テストを実施する組織、事業を行う組織という印象が強いので研究開発部というものも存在するということをちょっと重ねて申し添えさせていただきました。私はその中で「障害のある受験者への入試の配慮」に関して特に研究している者で、こういう企画の場ですので申し上げておきますと、私自身視力0の視覚障害者です。

本シンポジウムの趣旨 —シンポジウム案内より—

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法が、令和6年4月に施行されました。これを契機として、入試を起点とした障害者配慮に関して現状を整理し、課題解決のヒントを提供するのが本シンポジウムの目的です。

まず、昨年度文部科学省に設置された「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の「第三次まとめ」の内容を確認しつつ、大学入試に求められる障害のある受験者への配慮の展望を、大学入試センターの取組みと海外の動向を紹介しながら、多角的に理解を深めます。

中でも、今般の法改正で法的義務となった私立大学に焦点を当て、大学ごとの多様な状況における、入試の合理的配慮実施の状況や課題等について議論を展開します。

一方で、障害学生支援の判断で大きな役割を果たす各種根拠資料の取扱いは、特に入試配慮において重要な観点として、触れていきます。

これら多角的な論点を踏まえ、入試での合理的配慮実施は入学後の障害学生の修学支援体制へも派生していくものとして位置づけ、入試担当者だけでなく学生支援全般に関心をお持ちの方々にも実りあるシンポジウムとなるよう開催いたします。

本日のシンポジウムですが、こちらに趣旨を表示してみました。

この趣旨は、皆さん既にご覧いただいているかもしれない、案内文、チラシに掲載した前文です。実際にこの文章で我々が何を皆様にアピールしたかったか、どういうシンポジウムを行い、皆様にどういう実りのあるシンポジウムにしようと考えているかということを整理してみました。

内容の整理

前提となる法的動向

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法 = 改正障害者差別解消法
- ✓ 「合理的配慮」の民間事業者への義務化
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会第三次まとめ: 高等教育分野における改正差別解消法の各論的意義

柱となる二つのトピック

1. (中小)私立大学における障害学生への(入試)配慮実施
2. 配慮実施判断の根拠資料: 入試ではもっとも厳正な扱い

本日のシンポジウムにあたって、まず我々が、そして多分皆さんも強く意識していらっしゃるであろう、前提となる法的動向、あるいは制度的な動向があります。

何といても一番大きいのが、本年4月に成立しました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法。これは、改正障害者差別解消法、あるいは「障害者」も省略

して「差別解消法」というような言い方をよくされる法律です。この障害者差別解消法が改正されたわけですが、改正のポイント、今年の4月からの重要なポイントは何かということ、民間事業者も合理的配慮が義務となったということが一番の注目のポイントでしょう。

合理的配慮、これ自体が、なかなか分かりづらいということもあるかもしれません。内閣府のいろいろなところで定義、解説が試みられている中で、比較的わかりやすい内閣府のリーフレットの表現を借りますと、障害のある人にとっての社会的バリアについて個々の場面において、障害のある人から、社会的バリアを取り除いてほしいという意思が示された場合には、その実施が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。これが求められている。これは以前より公的機関には求められていたことですが、これが民間事業者にも求められるようになったというのが、この4月からの重要な変更となるわけです。

こうした法律上の変更があり、これが高等教育分野、あるいは、本日の最もフォーカスするポイントである大学入試にどのような影響があるか、あるいはどういうふうに変えていかなくちゃいけないかということを考えるものとして、文部科学省に、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」というものが設置されまして、そちらから第三次まとめというものが発表されました。これは、先ほどお話した、改正障害者差別解消法の高等教育分野における、各論的な役割を果たすものとして受け止められるのではないかと思います。

こうしてですね、背景となるものとして、改正差別解消法があり、またその各論的な位置づけになる、第三次まとめというものが出ている。こういうことを踏まえまして、本日のシンポジウムトピックの柱を2つ設定してみました。

1つは、私立大学における障害のある学生の配慮、入試配慮の実施に関してという話題です。これは先ほど、この4月からの重要な変更点ということで、合理的配慮が民間事業者にも義務化されたと申し上げましたが、高等教育分野において、民間事業者とは何かと考えたときに、それは私立の大学、高等教育機関ということになるわけですね。そうだとすると、やはりここで、特に私立大学にフォーカスして議論をすることは重要だろうと。

さらに、私立大学について考えた場合に、特に国公立大学との違いで意識しなくてはいけないのは、私立大学の中には、リソースに大きな限界を抱えているような場合もある、中小の私立大学も含まれるわけで、そういったところでどうやって十分な合理的配慮を実施していくのかということは非常に重要な課題と受け止められるわけで、このあたりもフォーカスできれば、というのがこの第1の柱となります。

第2の柱として我々が設定しましたのが、その配慮実施の判断の根拠資料という話題です。根拠資料、先ほど私、改正障害者差別解消法、あるいはその第三次まとめというものを、制度的、法的背景だと申し上げて取り上げましたが、そこで根拠資料は特段、話題、言葉に出てこなかったじゃないかという疑問もあるかもしれません。

ただ、特に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」第三次まとめの中で、根拠資料

に関しては個別の話題として取り上げられてますし、まとめ全体の議論のいわば、通奏低音と申しますか、度々言及されるものです。

具体的には、障害のある学生、あるいは受験者から、配慮を受けたいという希望が出される場合に、なぜその配慮が必要かという、根拠を示すことが要求され、必要になってくるわけですが、どういったものがその根拠として認められるのか、あるいはその根拠というものを手続き的にどう処理していくのか、ということに関してある程度はっきりさせていく必要があると。

そこで、根拠資料とはどのようなものになるかということ、かなり考える必要が出てきます。特に、入試というものは公平性、公正性というものも問われる場であって、どういった配慮を実施するかということに関してはかなり厳格に考える必要がある。

社会のいろいろな場面で配慮は行われるわけですが、そうした配慮実施の中でも根拠資料が最も重視される分野の1つが入試であると思われるので、この話題を本日の柱の1つとして取り上げていければなと考えた次第です。

議論のスタンスとしては、この2つの柱に即してお話していくわけですが、1つは入試配慮はもちろん、これを起点として障害学生配慮全般について、皆さんに示唆を提供できるような議論の立て方、進め方ができればと考えています。

入試というのは、もちろん学生生活の起点は時間的に入学にあるわけですが、それだけじゃなく、ある意味では話題の起点にもなるんじゃないかと。つまりは、入試における障害者配慮という話題が、その後の学生生活の配慮全般を考える上でも、いろいろな示唆を提供できるんじゃないかと考えています。

さらに、大学入試センターだからこそできる発信というの、心がけたいと考えています。前言を翻すようではあるのですが、やはりこの組織は大学入試センター、入試を専門にしている組織ですので、大学入試センターだからこそ発信できる入試の話題というものを提供しようということを考えています。

趣旨文の最後の方に、解決のヒントを提供すると申し上げました。解決のヒントと言って、具体的に何がこのシンポジウムで提供できるのかというのを説明させていただきますと、本日この場で論じられる課題について皆さんが今後将来、同種の課題、問題に直面した場合、押さえるべき論点を今日、あらかじめ一通り示させていただくと。また、それらの解決の方向性、あるいは考え方のポイントというものをこの場で紹介できればと考えています。今日のお話を聞いていただければ、今後、受験の障害者配慮に関する課題の答えが全て分かるというようなことは、さすがに我々としては申し上げられません。ただ、本日のこの話を皆さん聞いていただくことで、同種の問題に直面した場合には「この論点は必ず抑えなくちゃいけないな」とか、「こういう考え方をして問題を解いていけばいいんだな」ということを一通り、あらかじめ学んでおけるような場にできればと考えています。

プログラム

- 動向
 - ✓ 「高等教育段階での障害のある学生支援について—高大連携・入試を中心に」
奥井 雅博 (文部科学省学生支援課課長補佐)
 - ✓ 「大学入学共通テストにおける受験上の配慮について」
川岸 哲也 (大学入試センター事業第一課参事)
- 事例紹介
 - ✓ 「私立大学における配慮の現状について」 柏倉 秀克 (桜花学園大学副学長・教授)
 - ✓ 「海外の試験実施機関における配慮対応と根拠資料」
高橋 知音 (信州大学学術研究院 (教育学系) 教授)
 - ✓ 「障害者配慮の次なるステップに向けて」
立脇 洋介 (九州大学アドミッションセンター准教授)
- クロストーク・質疑応答

ここでは、前半に登壇いただくお二方のお話について簡単に説明させていただきます。前半は、先ほどのスライドで法的動向と申し上げました、改正差別解消法及び第三次まとめの解説及びそれに即した実践について、説明させていただこうと思います。

最初に、「高等教育段階での障害のある学生支援について—高大連携・入試を中心に—」ということで、文部科学省学生支援課課長補佐の奥井雅博様からお話をいただきます。既に皆様、本日の資料をご覧になっているかもしれません。奥井様から準備いただいた資料は非常に充実したもので、これは大変皆さんにとっても収穫になるのではと考えています。奥井様には本日 15 分でお話いただくことになっていまして、この内容を全部説明いただくことはおそらく不可能だと思いますが、この資料、持ち帰っていただくだけでも、後で見直していただくことで、学んでいただけることはたくさんありますので、お土産としても非常に良いものを提供いただいているだろうと考えています。こちらで差別解消法の改正内容および第三次まとめの概要を説明いただくことをお願いしています。

続きまして、「大学入学共通テストにおける受験上の配慮について」。こちらは大学入試センター事業第一課参事の川岸哲也からお話しさせていただきます。こちらでは、やはり国内の大学入試において、大学入学共通テストが1つの基準になっているというのは、やはり我々としても責任感を持って意識しなくちゃいけない事実だと考えています。こうした共通テストで行っている配慮の状況や、その規模感というものを知っていただくためにも、川岸からの解説を考えています。

拙い説明になってしまいましたがまず、趣旨説明はこれくらいにしまして、早速ですが奥井課長補佐のお話に移らせていただこうと思います。

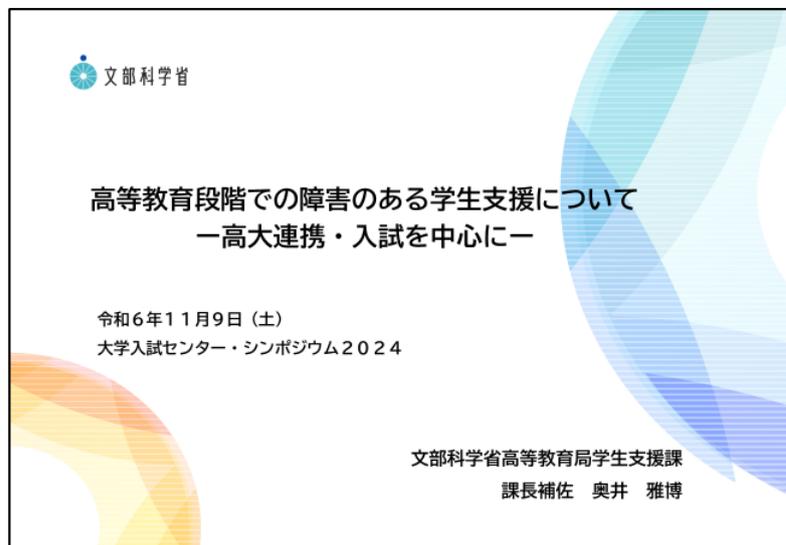
今日はどうぞよろしくお願いいたします。

■ 動向1

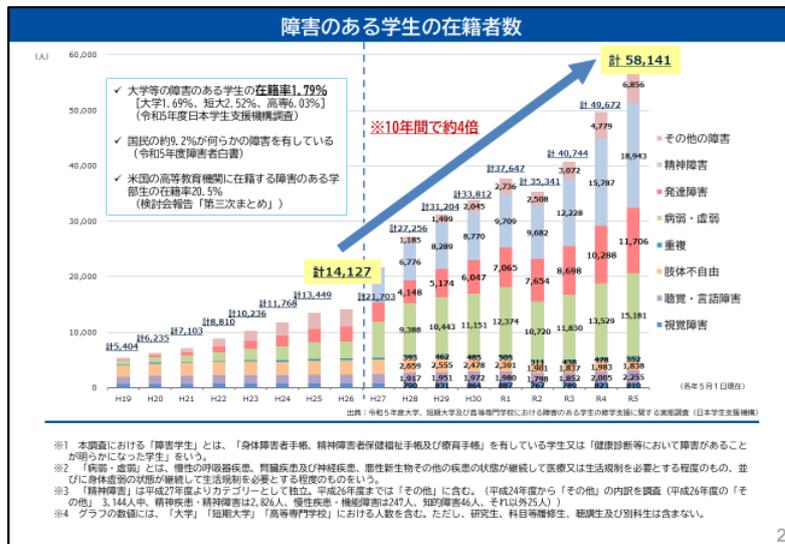
高等教育段階での障害のある学生支援について

— 高大連携・入試を中心に —

奥井 雅博（文部科学省学生支援課課長補佐）



【奥井】 文部科学省高等教育局学生支援課の奥井です。本日はよろしくお願いいたします。私からは「高等教育段階での障害のある学生支援について— 高大連携・入試を中心に—」、お話をさせていただきたいと思います。



高等教育段階で、障害のある学生はどのぐらいいるのかを表すグラフです。昨年5月現在ですと、5万8141人と、この10年間で約4倍に増えています。障害者の種別を見ますと、精神障害、発達障害、病弱・虚弱の増加が顕著です。

ただ一方、左上にあるように在籍率で見ますと、1.79%と、それほど多くない割合であります。現状多くの大学では増加しているという実感はお持ちではないかなと思います。

今後障害のある学生が、数的にもおそらく割合的にも、増えることが予想されますので、今からその障害学生支援に対する理解と、どう対応したら良いのかといったところを考えていくことが非常に重要だと思えます。

- ### 高等教育段階における障害者施策の主な流れ
- ◆ 平成18年 12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
 - ◆ 平成23年 8月 障害者基本法の改正
 - ◆ 平成24年 12月 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）取りまとめ
 - ◆ 平成25年 6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の公布
 - ◆ 平成27年 2月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（閣議決定）
 - ◆ 平成28年 4月 障害者差別解消法の施行
 - ◆ 平成29年 3月 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）取りまとめ
 - ◆ 平成30年 3月 第4次障害者基本計画（閣議決定）
 - ◆ 令和 3年 6月 障害者差別解消法の一部を改正する法律の公布
 - ◆ 令和 5年 3月 第5次障害者基本計画（閣議決定）
 - ◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定）（閣議決定）
 - ◆ 12月 文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正）の告示
 - ◆ 令和 6年 3月 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）取りまとめ
 - ◆ 4月 障害者差別解消法の一部を改正する法律の施行
 - ◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定）の施行

高等教育段階における障害者施策の流れです。平成18年の国連条約の採択から、我が国

の法整備というものが進んでいます。平成 23 年に障害者基本法が改正され、平成 25 年に障害者差別解消法が公布、28 年に施行。この 28 年から国公立大学については、不当な差別的取扱いの禁止と、いわゆる合理的配慮の提供が義務化されています。

令和 6 年 4 月に改正障害者差別解消法が施行されまして、先ほどからお話にあるように民間事業者、高等教育機関でいうと私立大学等においても、合理的配慮の提供が義務化されたわけです。今年度、この大きな動きの中で、理解を深めるといことが非常に大切だということをお互いに共有しておきたいと思えます。

文部科学省でも、障害のある学生の修学支援、高等教育段階でどうしたら良いのか、その時どきの変化に応じて検討会を開催し、報告・取りまとめを行っています。この青字のところになります。この 3 月にも第三次まとめを取りまとめましたので、後ほどご紹介していきたいと思えます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（抜粋）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**①意思の表明**があった場合において、その実施に伴う**②負担が過重でない**ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**③社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。

①「意思の表明」とは	②「過重な負担」とは
<ul style="list-style-type: none"> ● 意思の表明とは、言語（手話含む）、点字、筆談、実物の提示、身振りサイン、聴覚による意思伝達等、障害のある学生が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。 ● 障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害学生の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過重な負担の有無については、個別の事業ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事務・事業への影響の程度（業務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か） ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約） ③ 費用・負担の程度、④ 事務・事業規模、⑤ 財政・財務状況 ● 「過重な負担」に該当すると判断した場合には、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

③「必要かつ合理的な配慮」とは

- 合理的配慮は、個々の場面で、問題となっている「社会的障壁」を除去するために行う対応。
- 法律上、事業者求められる「必要かつ合理的配慮」については、**事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たしたものであることに留意が必要。**
 - ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ② 障害者でない者との比較において同等の機会を提供を受けるためのものであること
 - ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な要素には及ばないこと

4

このスライドは合理的配慮の障害者差別解消法の条文です。第 8 条第 2 項では、「障害者の権利・利益を侵害しないよう、個々の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされています。これがいわゆる合理的配慮の義務化というところの条文に当たります。ここのポイントとして3つ挙げています。

合理的配慮を実施する場合、①意思の表明があって、②過重な負担があるかどうか、そしてそれが③必要かつ合理的な配慮かどうか、ということを押さえることが必要です。例えば、②の過重な負担のところをご覧いただくと、これも個別で一律に、予算がないからできない、あるいは一般的にやってないということでは断ることは、考え方としてはよろしくありません。

また、合理的配慮にも、3つの観点があると書かれていますが、まずは本来業務に付随するものであること。障害でない者と同等の機会提供を受けるもの。そして事業の目的・内容・

機能の本質変更に及ばないもの。例えば、試験の中身を全く変えることは科目の内容の本質変更に当たるといふ考え方もあるかと思ひます。これも全て同じ、何か一律の基準があるわけではないといふところに、ひょっとすると難しさがあるのかもしれない。様々な状況で一番大切なのは、意思表明があつた後に、しっかりと大学とその学生本人が、建設的対話を通じて、大学としてどういふ工夫、あるいはどういふ調整ができるのか、それを真摯に検討していくことがまずは一番大切なことだと考えています。

「合理的配慮」とは

合理的配慮 (reasonable accommodation)

(障害のある学生の修学支援に関する検討会 第一次まとめ)

大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ、「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

「障害の社会モデル」

障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務



5

合理的配慮ですが、意味合いとしては、配慮といふと何か上からやっけてあげるとか、思いやりとか、そういったニュアンスがあるのかなと思ひますが、英語はリーズナブル・アコモデーション (reasonable accommodation) という表記になります。実は工夫・調整するといふ意味合いが馴染むのかなと思ひます。

文部科学省の検討会の第一次まとめで、大学における合理的配慮を定義しています。「障害のある者が他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と書かれています。どのような場面でも個別・具体的に、検討していくことの重要性が示されています。

1つ皆さんに覚えておいてほしい考え方として、「障害の社会モデル」といふものがあります。これは障害と言つたときに、その障害者の心身の機能だけに着目されがちですが、実は社会的な障壁があると。例えば、耳が聞こえない聴覚障害学生に対して授業で一方的に話すと、その話す声といふ音が、聴覚障害の方にとっては社会的な障壁になっている。ですので、それを例えばパソコンテイクであったり、あるいは手話通訳で情報保障を行う。それが合理的配慮であると捉えていただければと思ひます。

こういった社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方をぜひ知っていただければと思います。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）概要	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 近年の障害学生の増加や、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行により、私立学校を含む全ての大学等において障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることなど、障害のある学生への修学支援体制の整備が急務 ◆ こうした状況を踏まえ、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。令和6年3月に「第三次まとめ」を取りまとめ (資料科学部P：https://www.west.ac.jp/3/sumu/shingi/chuusa/houtou/723/index.html) 	
障害学生支援に関する基本的な考え方	障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対応の取組
<p>1. 大学等における障害学生支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等は、自らの価値を高め、学生に対する責務を果たすため、事前的改善措置により教育環境の整備を図るとともに、障害学生支援を、障害のある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段であるという認識の下で、着実に実施する必要がある。 ◆ 障害学生支援は、合理的配慮の提供に限定されるものではなく、障害の有無によらず、学内全ての学生を対象に実施している各種支援と併せて行われるもの。合理的配慮の提供以外の学内の学生支援リソースも総合的に活用しながら行うことが望ましい。 <p>2. 「障害の社会モデル」の理解に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 ◆ 「障害の社会モデル」の考え方に基づくと、障害のない学生を前提として構築された大学等の仕組みや構造が、障害のある学生にとって社会的障壁となつていく場合がある。 ◆ 大学等の構成員全てが「障害の社会モデル」を理解し、事前的改善措置や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去するとともに、各種学生支援リソースも総合的に活用しながら取り組むことが必要。 <p>3. 障害者差別解消法上の大学等の責務と努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等の責務である不当な差別の排除の禁止と合理的配慮の提供、努力義務である職員の態度について説明。 <p>4. 障害の根拠資料に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等は個々の状況を適切に把握するため、学生から障害に関する根拠資料の提出を求むることが適当。 ◆ 一律に「根拠資料がないければ合理的配慮を一切提供しない」といった、形式的な対応をとらないよう留意する必要がある。 <p>5. 学内の教職員向け対応要領・ガイドライン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等やその設置者が組織として責任の所在を明確にし、障害学生支援に取り組むためには、教職員の共通認識が不可欠。その手段として、教職員向けの対応要領・ガイドライン等を作成することが有効。 <p>6. 障害のある学生の意思表明を促す取組</p>	<p>1. 学内の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学内の支援体制の構築、支援人材の配置・育成、学生支援部署の連携といった取組のほか、3つのポリシーやシラバスにおける留意点 <p>2. 合理的配慮の提供における諸課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等が実施する合理的配慮と本人の意向との齟齬や内容決定までの長期化、固定化に対する対応、大学等や通信教育課程における合理的配慮の留意事項等 <p>3. 紛争の防止・解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 紛争の防止・解決のスキーム、入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決 <p>4. オンライン学修における合理的配慮の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ オンライン学修を行う際は、授業ごとの特色を踏まえて、対面とオンライン学修を組み合わせたフレキシブルな学修も考えられる ◆ 障害のある学生の個別の状況と単位履修の権利の状況を総合的に考慮して、オンライン参加の可否を個別に判断しなければならないに留意 ◆ 大学等の事情ではなく、本人の意向の尊重や教員の質の担保の観点を踏まえて実施する必要 <p>5. 合理的配慮とテクノロジーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等は学内にテクノロジーを活用した支援ができる体制を整備することを期待 <p>6. 障害のある学生の取組等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学内における多様な活動や地域的支援等について情報を収集、効果的に情報提供 <p>7. 障害のある学生の取組等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等が単独で対応することが難しい場合、様々な団体・大学の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の大学等との連携、企業や民間団体と連携することも有効 <p>8. 大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等が単独で対応することが難しい場合、様々な団体・大学の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の大学等との連携、企業や民間団体と連携することも有効 <p>大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 組織的なアプローチによって高等教育機関全体の障害学生支援を一層促進 <p>1. 障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進</p> <p>2. 専門的知識を有する障害学生支援人材の育成</p> <p>3. 大学等や学生等からの相談への対応</p> <p>4. 全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信</p>

検討会のまとめの概要を表しています。たくさん項目があるのでありますが、次から私が大事だと思うところを抜粋していますので、ご紹介していきたいと思います。

障害学生支援に関する基本的な考え方（概要）
<p>【はじめに】大学等が学生を第一に考え、障害のある学生が他の学生と平等に「教育を受ける権利」等を享有・行使することができる環境を構築することは、コンプライアンスの観点からはもちろん、開かれた大学等として価値や魅力を高めるための重要な要素。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学等は、自らの価値を高め、学生に対する責務を果たすため、事前的改善措置により教育環境の整備を図るとともに、障害学生支援を、障害のある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段であるという認識の下で、着実に実施する必要。 ◆ 大学等の構成員全てが「障害の社会モデル」を理解し、事前的改善措置や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去するとともに、各種学生支援リソースも総合的に活用しながら取り組むことが必要。 ◆ 障害のある学生の授業等を担当する教員個人や障害学生支援部署のみの責任として行うのではなく、組織全体の責任として、責任体制を明確にして行うもの。 ◆ 大学等やその設置者が組織として責任の所在を明確にし、障害学生支援に取り組むためには、教職員の共通認識が不可欠。その手段として、教職員向けの対応要領・ガイドライン等を作成することが有効。

一番上の「はじめに」というところに一番大切なことが大体書いてあるのですが、そこでは障害のある学生支援はコンプライアンスの観点、法的なところはもちろんですが、開かれた大学として価値・魅力を高めるための重要な要素であると書いてあります。大学が学生を第一に考えるべき。この考え方は非常に重要な考え方だと思います。実はこれ、終わりにも

同じことが書かれていますので、ぜひ大学関係者の皆さんはこの考え方は押さえていただきたいと思います。

次に障害学生支援、障害の社会モデルについて、大学の構成員、担当の部署だけではなく、大学の全ての構成員がそういった考え方を理解し、例えば、どういうふうに配慮したらいいのか、あるいは、事前にこういう工夫をした方がいいんじゃないか、そのようなディスカッション、議論が学内で広まっていくことがまずは第一歩ではないかと思えます。

障害学生の支援部署だけが、その授業を担当する教員だけがやればよいというものではありません。そこが責任を負うのではなく、やはり大学組織全体として責任の所在を明確にして、対応を考えていくことが非常に重要です。ぜひここは、執行部の先生方にはご理解を深めていただければと思います。その上で、教職員の方の理解を深めるために、例えば教職員向けの対応要領、あるいはガイドライン、あるいはケーススタディみたいところを広げていくことが重要になると思えます。

障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対処の取組（概要）
◆大学等の役員や管理職は、法的義務となる障害学生支援の重要性を適切に認識することが極めて重要。その上で率先して学内に支援体制を構築するとともに、理解・啓発の取組を定期的な研修など、障害学生支援の重要性を浸透させる取組が必要。
◆特に「障害の社会モデル」は、障害学生支援の基本的な理解に関わるものであり、支援に携わる教職員のみならず、大学等の構成員一人一人が理解するとともに、具体的な対応の必要性を全学的に共有し、障害学生支援を大学等の基盤的な機能として根付かせる必要。
◆学生の窓口となる事務担当部署、障害学生支援の担当部署及び他の学生支援を担当する学生相談センターや保健管理センター、学修支援センター、キャリアセンター等の学生支援部署が有機的に連携し、それぞれの観点から障害学生支援を行うことが必要。
◆建設的対話を通じて、本人の意向を丁寧に確認した上で合理的配慮の内容を決定する必要があることに留意。
◆大学等は合理的配慮に関する情報発信や情報公開を積極的に行い、障害のある学生が支援部署にアクセスしやすい環境を整備、障害のある学生との建設的対話を早い段階から行う。

役員の方についても一番上に書いてあるのですが、今日は聞いている役員の方はあまりいないかもしれませんが、ぜひ障害学生支援の重要性を浸透させ、学内の構成員、FD・SD研修なども通じて、ぜひ皆さんに知っていただくこと、理解することから始まるということが非常に大切だと思っています。

もう一つ真ん中の方に、支援部署だけでやる、例えば入試はアドミッションオフィスだけがやる、というのではなく、ぜひ学内の関係部署がしっかり連携するということの重要性をここでも言っています。

例えば、アドミッションオフィスで合理的配慮の対応を実施した、そういう学生がいました。実際入学した後どうするんだろう、学内の修学支援センター、障害学生の支援部署とのコミュニケーションを取るといことも非常に大切になってきます。このときに、個人情報

の取扱いは非常にどうするか難しい問題があります。まずは、個人情報取扱いの学内の規定をしっかりと作っていただく。あとは、しっかりとその学生本人の同意を得るところ、これはぜひ、丁寧に進めていただければと思います。

障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対処の取組（概要）

- ◆各大学等は、オープンキャンパス・進学説明会等において、障害のある受験生から入試や学修面における合理的配慮の相談を受けた場合には、障害学生支援部署と連携して対応に当たるなど、丁寧な対応を心掛ける。
- ◆入試や教育課程について説明しながら受験生が感じる不安や要望を聞き取り、本人のニーズを把握し、社会的障壁を取り除くために大学等として何が出来るか共に考える必要。加えて、入学決定後、速やかに合理的配慮の提供体制の検討に入れるよう、障害学生支援部署等とも情報共有を行い、必要な準備を行うことが求められる。
- ◆現在、大学等では多様な選抜方法が導入されているが、どのような選抜方法であるかにかかわらず、合理的配慮を適切に実施することが重要。合理的配慮を決定するまでのプロセスや配慮決定までの期間を伝えるなど、申請手続を明確に示しておくことや、評価方法を明確化しておくことが望ましい。
- ◆障害のある学生の就職においては、通常のキャリア・就職支援に加えて、福祉的支援も含めて多様な選択肢を考慮した支援が必要。障害のある学生に対しては、適切な情報を収集し、理解を深めた上で、障害のある学生本人に効果的に情報提供することが期待。

9

ここからは高大連携や入試の観点に少し触れていきます。オープンキャンパスでもいろいろな学生相談を受けます。そのときに、例えば、障害学生支援を理解していない職員が、窓口、受付に立つ場合もあります。そういったときに、それは本学ではできません、という対応は決してしないでほしいと思います。まずはオープンキャンパスに参加するときにも社会的障壁があって、その参加すら難しいという方も、きっといらっしやいます。ぜひ入試の前の段階から、そういった合理的配慮の申し込みができるような環境醸成も考えていただければと思います。入試を見ると、入試方法も非常に複雑化していると思いますし、高校と大学の学びもかなり大きく異なります。障害がある受験生は入試をどうしたらいいか、あるいは教育課程でどういうふうな大変さがあるのか、あるいは社会的障壁があるのかというのは、あまり知らないと思いますので、大学はそういった要望を聞き取ったり、ときには高校の先生方とも意見を交わすことで、大学としてどういうことができるのかを考えていく。高校でやれることが大学で全てやれるかという単純なことでもありませんので、ぜひそういった高大の連携、高校と大学間のコミュニケーションというのはこれからより重要になってくると思っています。

実際、今日は入試にフォーカスするのですが、今後より難しい課題に直面しているのは、障害のある学生が社会に出る、その就労・社会移行支援のところはなかなか進んでおらず、大学は手探りの状況です。福祉的な支援も含めて多様な選択肢があるということをもっと大学も知る。そういった情報を集め、学生に伝えることで、学生本人がいろいろな選択肢の中から判断できるような情報発信というものもお願いしたいと思います。



少しデータで整理してみました。上2つ、入試要項で障害学生配慮を記載している。あるいは事前相談の受付、これはほぼ全ての大学で実施されているようです。そういった体制整備もあって、左下のように配慮実施した受験者の数も増えている状況です。

一方、右下の高校と大学の連携というのは、それほど数的には多くありません。ここも、いきなり何かやるのは非常に難しいかと思えます。例えば、各大学が高校に、学校の説明に、個別に行かれるかと思えます。ぜひそのときに、高校で配慮が必要な生徒に対する支援はどうしているのか、あるいは大学ではどういうことをやっているという話し合いをすることで、ぜひ大学として何ができるか、あるいは高校の先生は、大学はどういうことをやってるのかを知ることで、お互いの理解をぜひ深めていただければと思います。

情報公表に関する制度改正について(学校教育法施行規則改正) 抜粋

「大学入試のあり方に関する検討会議提言」、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)」及び「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)」等を踏まえ、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を推進するとともに、入学希望者の進路選択等に資するべく、大学が行う教育研究活動等の状況についての情報公表に関する所要の規定の整備を行うもの。(令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行)

○学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
一～三 (略)
四 入学者の選抜に関すること
五～十 (略)

公表事項	留意事項
入学者の選抜に関すること	<p>「入学者の選抜に関すること」としては、学力検査等の内容・・・並びに合理的配慮の提供に関する対応方法(相談窓口、事前相談や配慮の申請の方法及び受験上の配慮の一般的な例等)が想定されること。・・・</p> <p>また、合理的配慮に関する一般的な例を公表する際には、過去の事例に限らず、想定される配慮例も挙げると、障害等のある入学志願者にとって分かりやすいものが望まれること。</p> <p>なお、合理的配慮の提供については、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」(令和6年3月)で示しているとおり、本人と合意形成のための事前相談を実施することが望ましく、建設的対話を通じて相互理解を図り、具体的な場面や状況に応じた柔軟な対応を検討することが必要であること。</p> <p>改正後の学校教育法施行規則第172条の2第1項第10号(大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること)において、入学者の選抜に関することに限らず、障害のある学生の修学支援の情報を公表することも望ましいこと。</p>

最近のトピックを紹介します。学校教育法施行規則の中で、教育情報の公表の義務化というものがあります。その中に、入学者選抜に関することというのが新たに追加され、来年の4月から施行されます。その中に入試における合理的配慮の提供に関する対応方法ということで、相談窓口、事前相談配慮の申請の仕方、一般的にどういう配慮例があるのか、そういったものを公表するとしていますので、ここは100%の大学がしっかりと情報発信をさせていただくようお願いするとともに、これを分かりやすくどう伝えていくか、ここも非常に重要な点かと思しますので、ぜひご留意いただければと思います。

高校と大学の接続（事例）

高校教員と大学等において懇談会を開催し、大学における障害学生支援の理解を深める

事業概要

公益財団法人大学コンソーシアム京都では、2018年4月に開催された「障害学生支援協議会」を契機として、京都府内の大学・短期大学・専門学校・私立高等学校等と連携して取り組んでいます。この取り組みを通じて、大学・短期大学・専門学校・私立高等学校等において、障害学生支援に関する理解を深め、大学・短期大学・専門学校・私立高等学校等における合理的配慮の提供を促すことを目指しています。



大学における障がい学生支援に関する
高校教員との懇談会

2024年9月24日(月) 14:00～17:00

開催概要

1. 目的
「障がい（身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、障害者差別解消法に基づく障害種別）を有する学生が、大学・短期大学・専門学校・私立高等学校等において、大学・短期大学・専門学校・私立高等学校等における合理的配慮の提供を受けることができるよう、大学・短期大学・専門学校・私立高等学校等における合理的配慮の提供を促すことを目指しています。」

（出典）大学コンソーシアム京都ホームページ https://www.consortium.or.jp/entry/010_010_010/ より

障害のある高校生が大学での学びを体験、大学での合理的配慮を知り、大学生生活をイメージする



**障害のある高校生向け
大学生体験講座
——オンデマンド配信——**

学修費無料

本講座は、障害のある高校生が大学での学びを体験し、大学での合理的配慮を知り、大学生生活をイメージすることができます。また、障害のある高校生が大学での学びを体験し、大学での合理的配慮を知り、大学生生活をイメージすることができます。

期間 9月24日(月)～10月31日(木)

対象 本講座の開催にあたっては、障害のある高校生が大学での学びを体験し、大学での合理的配慮を知り、大学生生活をイメージすることができます。

申込 以下URLより申し込みをお願いします。一人ずつお申し込みください。

https://www.bhe.or.jp/entry/010_010_010/

（出典）筑波大学ホームページ https://www.bhe.or.jp/entry/010_010_010/ より

高校と大学の接続の事例です。これはホームページの情報ですが、左側は大学コンソーシアム京都での事例で、地域の高校教員と大学の教職員との懇談の場を設けているようです。そこで大学でどういうことをやっているのかについて理解を深めるための取組みということで、これは大学のいわゆる連合体としての取組み事例です。右側は、筑波大学の事例です。障害のある高校生ですが、先ほど言ったとおり大学でどういうふうな学びがあるのかを知らないの、そういった学びを体験してもらったり、大学の合理的配慮を知ることで、大学での学び、学生生活をイメージできるような、そういった高校生向けの取組みが行われています。実際には、少人数の対面で実施されているようですが、その内容をオンデマンド配信することで、より多くの高校生に見ていただくような取組みも行われています。

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた 高等教育の在り方について（中間まとめ）抜粋

令和6年8月8日
中央教育審議会大学分科会
高等教育の在り方に関する特別部会

1. 高等教育を取り巻く状況

(2) 近年の高等教育を取り巻く変化 ⑥障害のある学生の増加

- 我が国における近年の障害者施策としては、平成19（2006）年の国連総会における障害者の権利に関する条約の採択と平成19（2007）年の我が国の同条約への署名が行われ、その後、平成23（2011）年の障害者基本法の改正や令和3（2021）年の障害者差別解消法の改正、その他関係法令が整備されるとともに、政府においては平成25（2013）年に障害者基本計画（第三次）が策定され、その推進が図られてきた。障害者差別解消法の改正によって、令和6（2024）年4月より、我が国の大学・短期大学・高等専門学校では、従来禁止されていた障害者に対する不当な差別的取扱いに加え、合理的配慮の提供も全ての大学・短期大学・高等専門学校において法的に義務付けられることとなった。
- 大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の在籍者数は、平成25（2013）年の13,499人から令和4（2022）年には49,672人と10年間で約4倍に増加している。それに併せて、合理的配慮の提供を受けている学生数も増加している。

2. 今後の高等教育の目指すべき姿

(3) 重視すべき観点 ②流動性に支えられた多様性の確保 ア. 学生や教員等の多様性・流動性の確保

- 各高等教育機関においては、これまでの前提であった「18歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）」という考え方を改め、社会人や外国人留学生など年齢や国籍を問わない幅広い学生が集まる多様性を実現することを、すべての関係者が意識することが必要である。
- その上で、新入学や編入学等の各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、学生がより多様なキャリアパスを実現していくことも必要である。
- また、**障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、体制や環境を整えていくことも必要**である。

3. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化 ②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受け入れ促進

<具体的方策>

- 障害のある学生への支援
 - 障害のある学生の支援に関する理解増進と高等教育進学機会の拡大
 - 各学生との建設的対話を踏まえた適切な支援の実施促進

13

障害のある学生支援の重要性については、先ほどの検討会の中だけに閉じたものではありません。高等教育政策を議論する中央教育審議会大学分科会、これにも実は取り上げられています。高等教育を取り巻く変化として、障害のある学生が非常に増えていること、そして学生の多様性を確保するために、障害のある学生が障害を理由に修学を断念しないような体制環境を整えることの重要性と、今後の方針として、学生支援に関する理解とそういった進学を促していくような重要性を中央教育審議会の方でも実は取り上げられていまして、大学政策の中だと教育・研究がすごく重要になりますが、障害学生支援の施策も非常に重要な位置づけになっているということをぜひ強調しておきたいなと思います。

令和6年度障害者施策関係予算等（高等教育における障害学生支援の推進）

◆ 障害のある学生の修学・就職支援促進事業 <令和6年度予算：49百万円 >

先進的な取組や知見等がある大学等が中心となり、国公私立大学や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成することで、各大学等からの相談対応、専門的知識の涵養及び人材育成等を図り、高等教育機関全体における障害学生支援体制の一層の充実を図る。

【拠点大学】 東京大学「PHED」 <https://phed.jp/> / 京都大学「HEAP」 <https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/>

◆ 独立行政法人日本学生支援機構における学生生活支援事業

大学等における障害のある学生への支援の充実に資するよう、全国の大学等における障害のある学生の状況及びその支援状況について把握・分析するための実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の周知、理解・啓発を目的としたセミナーや実務者育成のための研修会の開催等を実施。

◆ 国立大学における障害のある学生に対する支援 <令和6年度予算：253百万円 ※国立大学法人運営費交付金の内取>

障害のある学生の修学支援に関する検討会「検討会報告（第三次まとめ）骨子」等を踏まえ、障害学生の受け入れにかかる体制整備に必要な経費を国立大学法人運営費交付金により措置。

◆ 私立大学等における障害学生学習支援等 <令和6年度予算：297,800百万円の内取>

各私立大学等の障害者の受入人数や具体的配慮の取組に応じて私立大学等経常費補助金を増額する。

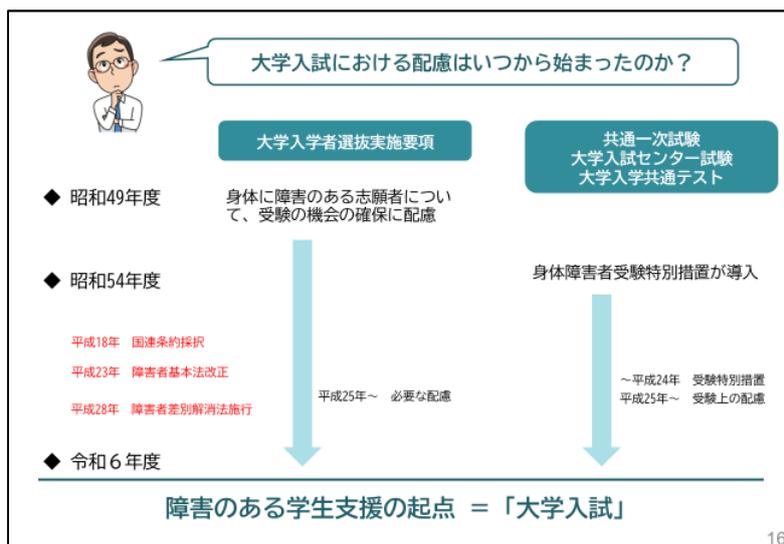
14

文部科学省ではいろいろな施策で障害学生支援の推進を後押ししています。2つ紹介し

ますと、障害のある学生の修学・就職支援促進事業というもの、東京大学と京都大学がいわゆるプラットフォームの拠点となり、全国の大学の支援体制を底上げしていこうという取組みをしています。各大学からの相談窓口も設けています。また、日本学生支援機構においてもハンドブックや、事例集を作っています。ホームページ上でいろいろな情報が公表されていますので、ぜひご活用いただければと思います。

【参考】障害学生支援に役立つ情報集	
◆支援を始めるにあたって・・・	
障害者への支援全般のことについて知りたい	https://shougaiisha-sabetsukaishou.go.jp (内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」)
障害者差別解消法について知りたい (高等教育機関向け)	https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/sabetsukaisho/2024.html (日本学生支援機構「障害者差別解消法に関する理解啓発セミナー」)
障害学生支援を始める上で準備すべきことや支援者の心構えなどについて知りたい	https://phed.jp/about/standard.html (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「障害学生支援スタンダード」)
◆支援を行う中で困りごとがあるときは・・・	
支援を行う上での配慮のポイントについて知りたい	https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/qa/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」京都大学HEAP「Q&Aデータベース」)
支援に関する悩みごとや支援機器貸出などについて相談したい	https://phed.jp/contact/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「お問い合わせ」) https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/counsel/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」京都大学HEAP「相談・問い合わせ先」)
◆その他	
地域の学外機関との連携を強化したい	https://phed.jp/townmeeting/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「タウンミーティング」)
発達障害のある学生への支援について知りたい	https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/ (文部科学省「教育関係共同利用拠点」筑波大学RAD「発達障害学生支援プロジェクト」)
聴覚・視覚障害のある学生への支援について知りたい	https://www.krk-ntut.org/ (文部科学省「教育関係共同利用拠点」筑波技術大学「障害者高等教育拠点事業」)

障害学生支援に役立ついろいろな情報を整理していますので、ご参考いただければと思います。



今回、大学入試がテーマなので、いつから配慮が始まったのかを調べてみました。先ほど

山口理事長からもお話がありましたが、大学入試センターでは、この右側、昭和 54 年度第 1 回から始まっている。実は文部科学省が策定している大学入学者選抜実施要項、いわゆる個別試験の方ですね。そこでは昭和 49 年から身体障害者の受験機会の確保や「配慮する」という言葉が出てきています。その後、法整備に伴って身体障害以外も入ったり、あるいは「特別措置」から「配慮」という言葉に見直されながら現在に至っています。

そう考えたときに、平成 18 年の条約採択、あるいは法整備よりはるか以前から、大学入試では障害のある受験生への配慮が行われてきました。大学における障害のある学生支援、実はこの起点が大学入試にあるということが分かるわけです。学生目線から見ても、実際、大学入試、あるいは大学入試で行われる配慮というのは、大学生活、あるいは学びを豊かにするための起点であります。

ぜひ本日参加の皆様にとっては、こういった入試の起点の重要性、ただ一番難しいのはそのあとの修学支援、また就労・社会移行支援だと思います。今日は入試に特化した話になりましたが、本シンポジウムを通じて障害のある学生支援の理解をさらに深める起点となるよう期待しまして、私からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

■ 動向2

大学入学共通テストにおける受験上の配慮について

川岸 哲也（大学入試センター事業第一課参事）

独立行政法人
大学入試センター National Center for University Entrance Examinations

大学入学共通テストにおける受験上の配慮について

令和7年度 大学入学共通テストに係る 大学入学共通テスト 受験上の配慮案内 【障害等のある方への配慮案内】	目次 (1) 大学入学共通テストについて (2) 受験上の配慮について (3) 配慮申請の審査 (4) 受験上の配慮決定者数推移 (5) 申請から試験実施までの主な流れ (6) 新たに許可された配慮事項等（年度別）
---	--

1

【川岸】 大学入試センター事業第一課参事の川岸と申します。本日は大学入試センターのシンポジウムにご参加いただきまして誠にありがとうございます。

私からは「大学入学共通テストにおける受験上の配慮について」について、内容としては共通テストの概要や大学入試センターの役割、受験上の配慮についての決定の過程、配慮決定者数の推移や許可されてきた配慮事項などについてお話しさせていただきます。本日まで参加いただいている方には既にご存知のことも多いかと存じますが、その場合はご容赦いただければと思います。


 国立行政法人
大学入試センター National Center for
 University Entrance Examinations

(1) 大学入学共通テストについて

○ 大学入学共通テストは、これを利用する各大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。
 (大学入学共通テスト実施要項)



令和7年度大学入学共通テスト

【試験期日】

令和7年
1月18日(土)・19日(日)

2

まず大学入学共通テストについてですが、これを利用する各大学が大学入試センターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施しております。

また、大学入試センターの目的・業務は大学入試センター法で定められていますが、共通テストにおける大学入試センターの業務は、問題作成および採点、その他一括して処理することが適当な業務を行うこととされています。一括して処理することが適当な業務、これが大学入学共通テストにおける大学入試センターの役割になることと考えています。受験上の配慮においては、配慮申請の受付、審査などがそれにあたります。後ほど、大学入試センターと各大学の業務についてはスライドでお示しさせていただきます。

なお、スライド右に共通テストの実施期日がございますが、1月13日以降の最初の土曜日および日曜日と、こちらも大学入学共通テスト実施大綱で規定されています。今年度は令和7年1月18日・19日になります。


 国立行政法人
大学入試センター National Center for
 University Entrance Examinations

(2) 受験上の配慮について

○ 共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態に応じた受験上の配慮を行う。

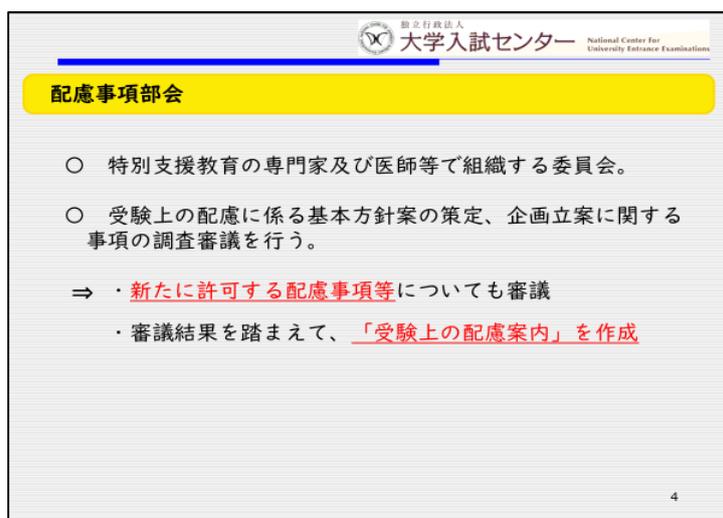
○ **障害等の種類や程度にかかわらず**、必要な配慮事項を申請することができる。

○ 配慮事項については、志願者からの申請に基づき、大学入試センターで審査の上、決定。**決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断。**

3

続いて、受験上の配慮の概要についてです。共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行っています。また、障害等の種類や程度に関わらず、必要な配慮事項を申請することができます。配慮の内容は、障害の種類で決まるのではなく、その志願者の個別のニーズに応じて申請することができます。申請のあった配慮事項については、志願者からの申請書類に基づき、大学入試センターで審査の上、決定しています。

審査の決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断しています。



国立行政法人
大学入試センター National Center for University Entrance Examinations

配慮事項部会

- 特別支援教育の専門家及び医師等で組織する委員会。
- 受験上の配慮に係る基本方針案の策定、企画立案に関する事項の調査審議を行う。

⇒ ・新たに許可する配慮事項等についても審議
・審議結果を踏まえて、「受験上の配慮案内」を作成

4

それでは、共通テストにおける受験上の配慮について、基本方針などをどのように決定しているかですが、大学入試センターでは、特別支援教育の専門家および医師などで組織する委員会、配慮事項部会を設置して、その中で受験上の配慮に係る基本方針案の策定、企画立案に関する事項の調査・審議などを行っています。毎年度この委員会で、受験上の配慮の申請方法、配慮事項、実施方法なども審議いただき、決定しています。その中では、新たに許可する配慮事項についても審議をしていますが、その際、他の受験生との公平性の観点と、同一の期日に同一の試験問題で全国約 700 の試験会場で実施する実現の可能性などを踏まえて、慎重に審議させていただいております。なお、これまで新たに許可されてきた主な配慮事項の年度別一覧については、後ほどお示しさせていただきます。

ちなみに昨年度、令和 6 年度試験で、新たに許可された配慮事項としては、英語リスニング時の補聴援助システムの持参使用があります。こちらの決定の過程を簡単に紹介しますと、まず高校における使用状況を調査し、補聴援助システムの製造会社に直接訪問して機器の性能などの調査を行い、その調査を踏まえて、実際に英語リスニング模擬試験を実施しました。その実施結果により、試験当日の試験監督者の説明、進行の作成などを行い、その上で審議して決定しました。この決定過程ですが、約 2 年かけて審議、決定をしているところです。


 独立行政法人
大学入試センター National Center for
 University Entrance Examinations

申請書類

【A】受験上の配慮申請書

- 希望する全ての配慮事項を記入。
- 希望する配慮事項に第二希望がある場合は併せて記入。

【B】診断書

- 障害の区分に対応した所定の様式を使用。
- 希望する全ての配慮事項について、必要となる具体的な理由を医師が記入。

【C】状況報告書

- 試験時間延長・リスニング免除・代筆解答、「発達障害」区分の場合は対象。
- 高校での授業や定期試験等の状況について記入。

5

なお、志願者にご提出いただく申請書類の内容についても、毎年度、配慮事項部会において審議のうえ決定していますが、申請書類は全部で3つございます。**【A】**受験上の配慮申請書、**【B】**診断書、**【C】**状況報告書です。

【A】受験上の配慮申請書、こちらは希望する全ての配慮事項を記入いただいています。なお、代表的な配慮事項などは、受験上の配慮案内に記載していますが、記載されていない配慮事項を希望する場合は事前相談が必要となります。この場合、大学入試センターにお問い合わせいただくこととしています。また、希望する配慮事項について第2希望、第3希望がある場合は記載をお願いしていますが、これは審査の上で決定した配慮事項について再審査を行わないため、希望がある場合は必ず記入するようにご案内しています。

【B】診断書ですが、受験上の配慮案内において所定の様式を掲載しています。こちらは障害の区分ごとに診断書の内容が異なっています。希望する全ての配慮事項について、必要となる具体的な理由の記入をお願いしています。

【C】状況報告書ですが、こちらは全ての配慮事項においてご提出いただくわけではありません。スライドにあります。試験時間の延長やリスニング免除、代筆回答、あと、別室の設定、また区分ですと発達障害区分の場合はご提出をお願いしています。内容としては学校でどのような配慮が行われているか、授業や定期試験等の状況の記載をお願いしています。

申請書類についてまとめますと、希望する配慮事項などを記載する**【A】**の受験上の配慮申請書、審査にあたり個々の症状や状態などを総合的に判断するために希望する配慮内容に関する医学的根拠としての**【B】**診断書、学校でどのような配慮が行われているかなど、教育的見地から記載いただく**【C】**状況報告書となっています。

この3つが申請書類になりますが、志願者から提出いただいた申請書類をどのように審査しているかが、次のページになります。

(3) 配慮申請の審査

- 申請のあった配慮事項は、特別支援教育の専門家及び医師等で組織する審査委員会で、個々の症状や状態等を総合的に審査して決定。

【主な審査方法】

- ・ すべて個別に審査。
- ・ 症状や状態をさらに詳しく把握するため、追加で書類等を求める場合あり。
- ・ 不許可とする配慮事項について、代替措置となる配慮事項がある場合は志願者に提案。

申請のあった配慮事項については、特別支援教育の専門家及び医師等で組織する審査委員会で、個々の症状や状態等を総合的に審査して決定をしています。

主な審査方法としてはスライドにございますが、全て個別に1件1件、複数の委員により審査しています。また許可・不許可の判断が難しい場合は、さらに多くの委員で協議の上で判断をさせていただいております。

2つ目ですが、症状や状態をさらに詳しく把握するため、追加書類などを求める場合があります。あくまでも提出された申請書類のみをもって審査していますが、特に診断書に関して症状や状態などをさらに詳しく把握したい場合などは志願者にご連絡をさせていただきます。

さらに、不許可となる配慮事項についても、代替措置となる配慮事項がある場合は、こちらの方から志願者の方に提案をさせていただきます。

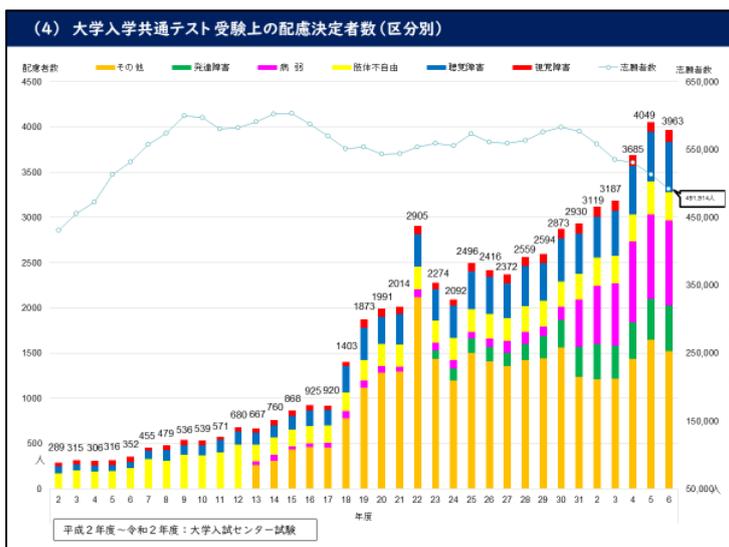
例えば、発達障害の場合で申し上げますと、試験時間の延長は許可されないが、代替措置として、静穏な環境で受験できるように別室での受験を提案するといったものになります。

申請受付

- 令和6年度試験申請状況
許可者数：3,963名
配慮事項：約300種類
- 提出された申請書類【A】～【C】は、事務職員が事前に確認。
- 申請書類の不明点等は、事務職員が電話連絡のうえ確認や相談などを行う（約700件）。
- 志願者専用電話への問合せは、年間で約4,000件。

配慮申請についてこのように審査していますが、申請受付の現状を申し上げますと、昨年度令和6年度試験、事前出願時・出願後全ての配慮許可者数は3,963名です。許可された配慮事項を全て足し合わせると約300種類、昨年度許可されております。

なお、この志願者から提出された申請書類は、全て個別に審査しておりますが、審査委員会の委員が審査しやすいように大学入試センターの事務職員が事前に申請書類を丁寧に確認し、必要な場合や不明な点などは電話で志願者に確認させていただいた上で、審査委員会の申請書類として整理しております。この志願者に確認する電話の件数ですが、昨年度は約700件になります。また、年間通じて志願者専用電話でもお問合せを受け付けていますが、受験上の配慮に関する相談については、昨年度約4,000件のご相談のお電話がありました。



ここまで申請書類や決定の過程などをお話しさせていただきましたが、次は受験上の配慮決定者数の推移についてです。冒頭、理事長の山口から第1回の試験において143人に措置を決定したとありましたが、スライドはセンター試験初年度の平成2年度から昨年度の令和6年度までを、各区分は色別に棒グラフで、志願者数は折れ線グラフでお示しています。

先ほども申しましたが、昨年度の配慮許可者数は3,963名で、10年前から約2倍、20年前から約4倍になっています。区分別ですと、病弱、その他、発達障害の配慮決定者数が年々増加しています。その中で、発達障害で申し上げますと、平成22年度まで棒グラフに緑色がなく、平成22年度まではその他区分に分類をしていました。申請が増えてきたことや、法改正などもございまして、配慮事項部会での決定によって、平成23年度から新たに区分として設けております。そのため、発達障害、緑色は平成23年度からになっています。

また、過敏性腸症候群などについては、平成30年度までは、その他区分の方に分類していたのですが、こちらは消化器系疾患であるため平成31年度より病弱の区分に変更しています。そのため平成31年度に病弱が急増しています。



続いてのスライド、申請から試験実施までの主な流れですが、時間の都合上、今回は説明を割愛させていただきます。



受験上の配慮における実施準備等

区 分	主な業務内容
大学入試センター	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請受付 ・申請内容の審査・決定 ・配慮事項の志願者への通知 ・試験場の指定（事前に各大学と連絡・協議） ・監督要領等作成（約30種類）
各 大 学	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮に応じた試験室の設営 ・専門的知識・技能を有する補助者の選出 ・必要に応じて志願者と事前打ち合わせ ・試験の実施

続いて、冒頭でお話しさせていただいた受験上の配慮における各大学と入試センターの業務、役割について簡単に一覧にしております。

大学入試センターの業務としては、一括して処理することが適当な業務になりますので、受験上の配慮申請受付、審査決定、配慮事項の通知、試験場の指定、配慮事項ごとの監督要領の作成などが業務になっています。

各大学におかれましては、志願者の試験場が指定されると、受験上の配慮に応じた試験室の設営、必要な場合は専門的知識の技能を有する補助者の選出、必要に応じて志願者と事前の打合せ、試験の実施などを行っています。各大学の入試業務におかれましても同様かと存じますが、共通テストにおける受験上の配慮についても、実施のスケジュール上、それぞれの業務を非常に短期間に完了していかなければならず、また先ほどグラフでもお示ししておりますが、年々、配慮申請者数が増加していることもあり、担当する事務職員の業務量が非常に多くなっているというのも現状です。

国立行政法人 大学入試センター National Center for University Entrance Examinations		
(6) 新たに許可された主な配慮事項等(年度別)		
試験年度	配慮の概要	
共通 第一次 試験	S54	・点字問題冊子 ・点字・文字解答 ・補聴器の持参使用
	S59	・拡大問題冊子(明朝体14ポイント)の配付 ・タイプライターの持参使用
	S60	・「出願後の不慮の事故等による受験上の配慮」を受付 ・チェック解答
	S62	・注意事項等の文書による伝達
	S63	・文字解答・チェック解答に試験時間の1.3倍延長が追加
大学 入試 センター タイ プ リ ー タ ー 試 験	H5	・代筆解答
	H9	・代筆解答について代筆者への伝達手段として「機器の持参使用」を追加
	H11	・代筆解答の試験時間延長(1.3倍)に該当する場合、数学に限り試験時間を1.5倍
	H12	・「その他」の障害区分を新設 ・トイレに近接する試験室に指定、座席を出入口に近い席に指定
	H18	・英語のリスニング導入に伴い、障害の種類、程度等に応じて、CDプレーヤーの使用 や試験時間の延長方式、リスニング免除 ・「数学」において計算作業を行う手段としてパソコンの使用
	H22	・申請期間を出願期間に先立ち9月1日から受付 ・拡大文字問題冊子(14ポイント)を明朝体からゴシック体へ変更

最後に、ここから2ページは新たに許可された主な配慮事項を一覧にしています。こちらはあくまでも主なものになりますので、その点ご理解いただければと思います。

お示ししているのが第1回の共通1次試験、昭和54年度からですが、昭和54年度ですと、点字に関する配慮が実施されました。その後、文字や解答方法については、昭和59年度に拡大文字冊子、明朝体14ポイントの配付、昭和60年度にチェック解答、昭和63年度に文字解答、平成5年度に代筆解答が実施されています。また、各解答方法に係る試験時間の延長についても実施されています。機器の持参使用については、昭和59年度にタイプライターの持参使用、平成9年度に代筆解答について代筆の伝達手段としての機器の持参使用が許可されました。平成18年度には数学において計算作業を行う手段としてのパソコンの使用などが許可されています。

国立行政法人 大学入試センター National Center for University Entrance Examinations		
試験年度	配慮の概要	
大学 入試 センター タイ プ リ ー タ ー 試 験	H23	・「発達」の障害区分を新設
	H25	・申請期間を1ヶ月前倒して8月1日から受付 ・9月上旬までの申請に対し出願前に審査結果を通知 ・代筆解答の試験時間延長(1.3倍)に該当する場合、理科の試験時間を1.5倍
	H27	・試験問題の代読
	H28	・拡大文字問題冊子(ゴシック体22ポイント)の配付
	H29	・試験問題をPDF化しパソコン表示
	H30	・問題冊子の加工(白黒反転・線種ごとに色分け・傍線・下線部強調(黒・蛍光色) ・パソコンで解答を入力し、プリントアウトしたものを代筆者がマークシートに転記
	H31	・試験時間延長1.5倍 ・A3に拡大(問題冊子・解答用紙) ・問題冊子の加工(片面印刷・大問ごとにクリップ留め) ・試験問題をPDF化しタブレット端末で表示 ・代筆者の電車使用
	R2	・問題冊子の加工(指定した用紙に印刷)
	R3	・問題冊子の加工(見開きページを1ページに印刷・拡大問題冊子を的に縮小・ルビ振り・指定した色で印刷された問題冊子)
	R5	・問題冊子の加工(22ポイントをA4に縮小・問題冊子の表紙に大問数とページ数を表示・行数を振った問題冊子の配付)
大学 入 試 共 通 テ ス ト	R6	・リスニングにおける補聴援助システム持参使用 ・拡大文字問題冊子(22ポイント)をUDフォントのゴシック体へ変更

続いてのページ、こちら平成 23 年度からになります。

試験問題や解答方法ですと、平成 27 年度に試験問題の代読、平成 29 年度に試験問題を PDF 化しパソコンで表示、平成 30 年度にパソコンで解答入力し、プリントアウトしたものを代筆者がマークシートに転記が実施されました。平成 31 年度に試験問題を PDF 化したタブレット端末で表示が実施されています。

拡大文字ですと、前のページですが、平成 22 年度に拡大文字問題冊子 14 ポイントを明朝体からゴシック体へ変更、28 年度に拡大問題冊子ゴシック体 22 ポイント配付、令和 6 年度には拡大文字問題冊子 22 ポイントを UD フォントのゴシック体へと変更されています。

また、平成 30 年度以降は、問題冊子の加工も実施されています。

毎年度、様々な希望する配慮事項を申請いただきますが、ご希望を踏まえて慎重に審議をさせていただきます。

大学入学共通テストにおける受験上の配慮について、以上になりますが、大学入試センターは、今後も専門家の先生方のご協力を頂きつつ、大学にもご理解いただき、共通テストにおける障害者配慮に真摯に取り組んでいく所存ですので、引き続きご協力、ご理解いただけますよう、何卒よろしく願いいたします。

私からの説明は以上になります。ご清聴いただきましてありがとうございました。

 独立行政法人
大学入試センター National Center for
University Entrance Examinations

ご清聴いただきありがとうございました。

志願者問合せ専用電話(大学入試センター事業第一課)
03-3465-8600
9:30~17:00(土・日曜、祝日、12月29日~1月3日を除く)
電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX
03-3485-1771

13

■ 導入

国内の配慮対応に係る課題について

南谷 和範（大学入試センター研究開発部教授）

内容の整理

前提となる法的動向

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法
= 改正障害者差別解消法
- ✓ 「合理的配慮」の民間事業者への義務化
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会第三次まとめ: 高等教育分野における改正差別解消法の各論的意義

柱となる二つのトピック

1. (中小)私立大学における障害学生への(入試)配慮実施
2. 配慮実施判断の根拠資料: 入試ではもっとも厳正な扱い

【南谷】 再び、大学入試センター研究開発部の南谷です。先ほどの趣旨説明のスライドに即して、これからの内容をちょっと整理してご説明したいと思います。

先ほど、本日のトピック、2つの柱があると申し上げました。ここから、国内の課題ということで2つの柱について、それぞれ特別な見識をお持ちの先生方にご登壇いただきましてお話いただきます。

まず最初に、中小の私立大学における障害のある学生の配慮、特には入試配慮の実施についての話題提供をいただきます。タイトルは、「私立大学における配慮の現状について」ということで桜花学園大学副学長・教授の柏倉秀克先生にお話いただきます。柏倉先生は、元々視覚特別支援学校、盲学校の教員などの経験もお持ちの先生で、その後日本福祉大学等で教鞭を取られ、現在は桜花学園の副学長を務めていらっしゃる、そういった経歴のお持ちの方で、無論障害学生支援、あるいは障害児教育に詳しい先生となります。特に、本日ご登壇いただいている理由にもなるわけですが、この桜花学園大学の教授であるとともに、副学長という立場で、いわば大学スタッフであり、また大学の運営に携わる立場という、多角的に私立大学の障害学生支援を担当していらっしゃる、経験していらっしゃる方ということで、ご登壇いただいています。本シンポジウムでも既に度々話題になっている第三次まとめ

の検討会のメンバーでもいらっしゃいました。

もう1つの柱となりますが、合理的配慮における根拠資料の問題を、特に入試の観点を軸に据えながら、掘り下げるといってございまして、これに関しては、「海外の試験実施機関における配慮対応と根拠資料」というタイトルで、信州大学学術研究院（教育学系）教授の高橋知音先生にお話をいただきます。

高橋先生は、本日の演題からも皆さんご推察いただけるのではないかと思います。海外の動向を非常に熱心に研究されています。さらに、この根拠資料の問題に関して、海外の事例等を収集されるとともに、それを日本国内における現状と照らし合わせ、国内においてどのような可能性があるのか、あるいはどういう課題を抱えているのかということについてトータルな見識をお持ちの方となります。

こういった観点から今回、根拠資料という合理的配慮を行う上では入試に限らず決して避けて通れない話題について掘り下げていただけると理解しています。また、高橋知音先生も第三次まとめの検討会のメンバーでございまして、障害学生支援の現状に関して、これからの方向性に関して、共通の理解、高いコンセンサスをお持ちと考えています。

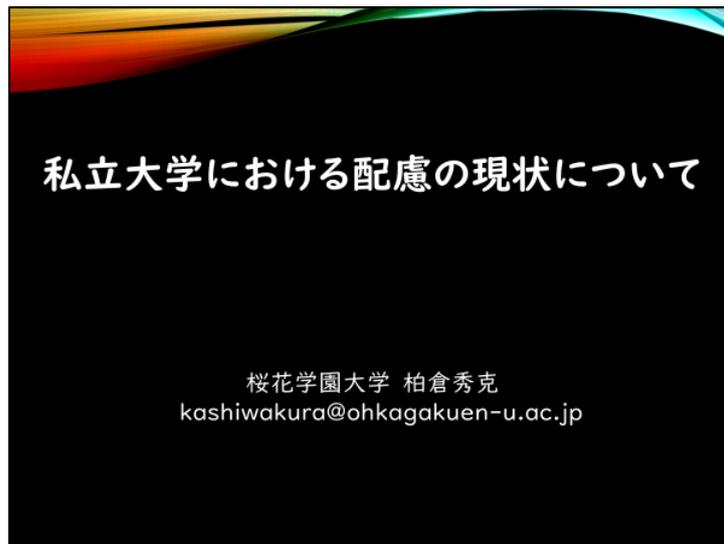
この2人に話題提供いただいた後に、もう少し別の観点を織り込むということで、九州大学アドミッションセンター准教授の立脇洋介先生より「障害者配慮の次なるステップに向けて」ということでお話をいただきます。立脇先生、この肩書きからも分かる通りなのですが、国立大学の九州大学でアドミッションセンター、つまりは入試の担当教員をしていらっしゃる方です。本日は1つの柱として、私立大学に注目していますが、やはり日本の高等教育制度全般を考える上では、国公立大学の存在を抜きにして考えることはできない。国公立大学の入試がどういう状況になっているかという観点は必ず織り込まなくてはならないものというふうに我々理解してございまして、そういった観点からのご指摘がいただけるのではないかなと考えています。実のところ、立脇先生は過去には私の同僚として、大学入試センター研究開発部において障害のある受験者のための配慮の研究をしていらっしゃいました。そういう観点では、入試配慮の研究者とも言える。他方で、アドミッションセンター、入試全般の研究もしていらっしゃる。入試配慮と入試全般っていうのが必ずしも、いつも整合的にうまく機能するわけではなくて、その間で非常に難しい難題を抱えたりする場合があります。こういった難しい問題について、これまで考えていらっしゃった方ですので、こういう点からも非常に多角的な話題提供、あるいは議論の提示をいただけるのではないかなと考えています。

それでは早速となりますが、まずは柏倉先生の方のお話に移りたいと思います。

■ 事例紹介1

私立大学における配慮の現状について

柏倉 秀克（桜花学園大学副学長・教授）



【柏倉】 桜花学園大学の柏倉秀克と申します。「私立大学における配慮の現状について」というタイトルでお話をさせていただきます。私からは、私立大学の体制整備の概要を踏まえて、私立大学、特に中小規模の大学に焦点を当てて、障害学生に対する配慮の現状、入学試験のあり方等についてお話をさせていただきます。

初めに、今回報告するにあたりまして日本学生支援機構から様々なグラフなどの提供をいただいています。この場を借りて御礼申し上げます。

設置者別障害学生数の推移 (JASSO 2024)



平成30年度から令和5年度までの私立大学、公立大学、国立大学、それぞれの障害のある学生さんの推移を見ると圧倒的に私立大学における配慮が必要な学生が増えているということが、ここから見てとれます。平成30年度から見て、1.7倍の増加があるということにまず着目する必要があると思います。

私立大学をめぐる支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理

2011 改正障害者基本法

2014 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約批准)

2016 障害者差別解消法 ⇒ 2024 同改正法施行(合理的配慮の義務化)

「文部科学省所管事業分野」における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 ⇒ 2024 新対応指針

「文部科学省 障害学生の修学支援に関する検討会(計3回)」 2012~2024

各大学での対応:
学則・障害学生支援ポリシー・
規定・学生相談室規定・保健セ
ンター規定・保健室規定等

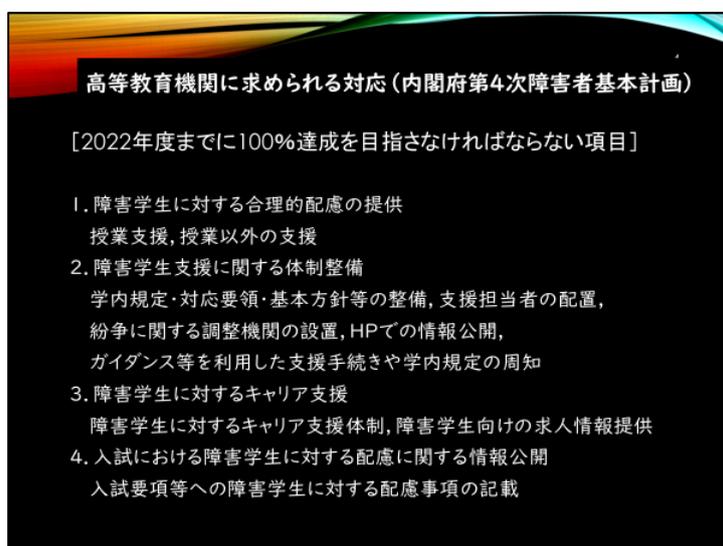
・法律や指針の内容を満たしているか
・ポリシー・規定が明確でないと適切な合理的配慮の内容決定が困難に

私立大学を巡る支援に関する条約や法律、指針、規約等を整理させていただきますと、大きく2011年の改正障害者基本法から、障害の社会モデルが、日本の障害者関連法制度に導入されてきています。その後、2014年には、国連の障害者の権利条約が批准され、国内の法整備がなされていくわけです。2016年の差別解消法が施行されますが、このときは、今回お話しする私立大学については合理的配慮が努力義務であったわけですが、本年4月から

同法の改正が施行され、私立大学においても合理的配慮の義務化ということで、私立大学の取組みが急がれ、コンプライアンスとして取り組む必要が出てきたということになっています。

文部科学省では対応指針を改めると同時に、障害学生の修学支援に関する検討会がこれまで3回行われてきています。ここでの知見を基に、各大学での支援の充実が求められるところです。こうした大きな法制度の整備に伴って、各大学においても学則や障害学生支援ポリシー、学内の規定や学生相談室の規定、保健センターの規定、保健室の規定等を見直すということになりました。

各大学、特に私立大学においては4月以降、義務になったということで、法律や指針の内容を満たしているのか、ポリシーや規定が明確でないと適切な合理的配慮の内容決定が困難になるということも考えていく必要に迫られています。



高等教育機関に求められる対応(内閣府第4次障害者基本計画)

[2022年度までに100%達成を目指さなければならない項目]

1. 障害学生に対する合理的配慮の提供
授業支援, 授業以外の支援
2. 障害学生支援に関する体制整備
学内規定・対応要領・基本方針等の整備, 支援担当者の配置,
紛争に関する調整機関の設置, HPでの情報公開,
ガイダンス等を利用した支援手続きや学内規定の周知
3. 障害学生に対するキャリア支援
障害学生に対するキャリア支援体制, 障害学生向けの求人情報提供
4. 入試における障害学生に対する配慮に関する情報公開
入試要項等への障害学生に対する配慮事項の記載

高等教育機関に求められる対応ということで、内閣府が第4次障害者基本計画の中で2022年度までに100%達成を目指さなければならない項目として、大きく4つを挙げています。既に2022年の期限が過ぎているのですが、現状では全てを満たしていない状況です。特に、私立の大学では顕著に見られるということで取り上げてみました。

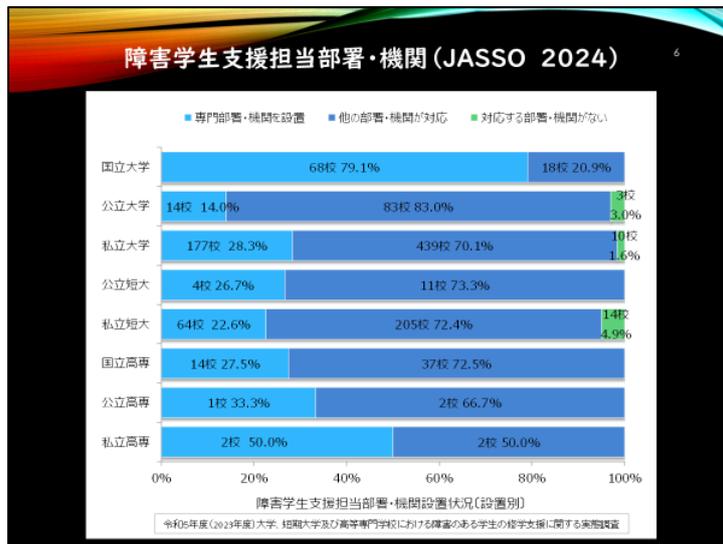
1つ目は、障害学生に対する合理的配慮の提供です。授業支援のみならず、授業以外の支援も含まれています。2つ目は、障害学生支援に関する体制整備です。学内規定、対応要領、基本方針等の整備、支援担当者の配置、紛争に関する調整機関の設置、ホームページでの情報公開、ガイダンス等を利用した支援手続きや学内規定の周知です。3つ目に、障害学生に対するキャリア支援です。通所のキャリア支援に比べきわめて専門的な、あるいは個別性を求められる支援となっていますが、これを充実させていく必要があるということです。4つ目には、入試における障害学生に対する配慮に関する情報公開。これをやるということは同

時に、各大学において入試における配慮が整備されていることが前提になるということが同時に言えると思います。

これら4点が2022年度までの達成課題として出ていますが、特に私立大学においては達成されていない大学が見られます。



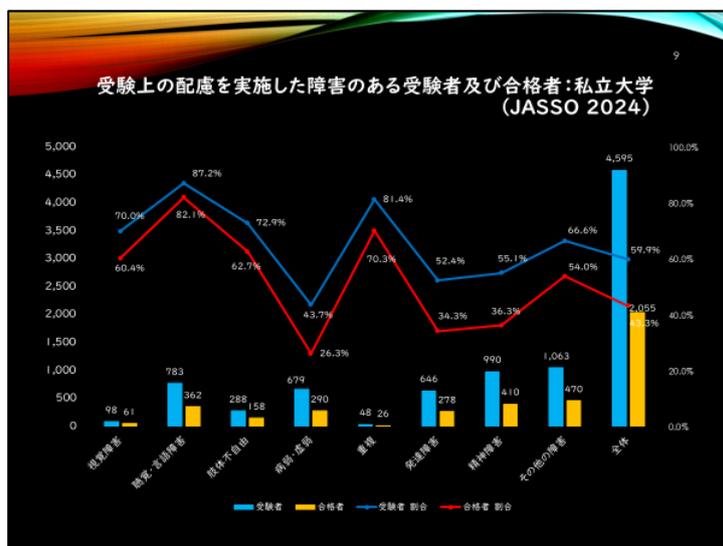
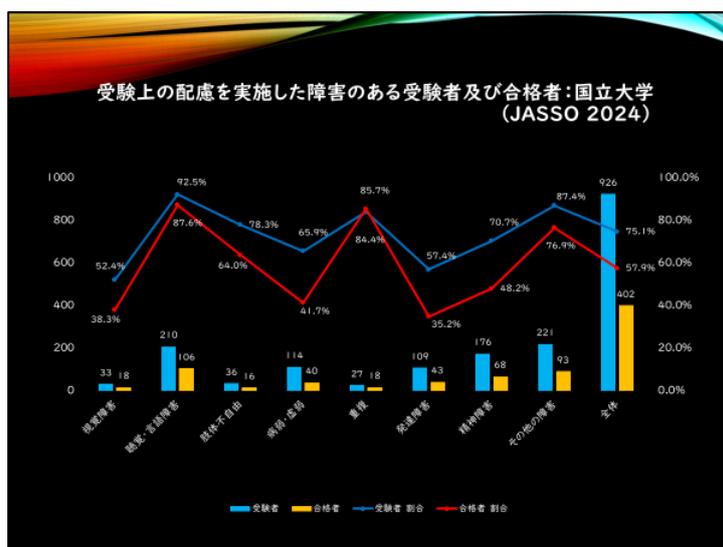
ここからは大まかな状況になりますが、一つは対応要領等の整備状況、ここで見ていただきたいのは、やはり差別解消法ができて、2016年から合理的配慮が義務化となった国立大学においては、100%ということで整備が進んでいます。これに対して私立大学においては、未だ15%の大学では対応要領がないということで整備が遅れる要因となっています。2023年度の日本学生支援機構の集計ですので直近のデータということで、遅れていることがわかります。規模別には示してないのですが、私立の短期大学は規模の小さいところが多いのですが、ここになりますと21.6%、「策定予定」を含めると約30%近くが未だに整備ができていないことがわかります。



さらに障害学生支援担当部署や機関の整備状況につきましても、国立大学においては約8割の大学等が専門部署や機関を設置しています。関連部署が対応しているものが残り2割程度ということになります。私立大学においては専門部署機関を設置しているのは約3割にとどまっている。既存の部署がそれを代行しているような形で7割。まだ対応する部署がないという大学も10校程度あるということですね。さらに、私立の短期大学においてはその傾向がより顕著になっている。ここも、規模別でのデータを示していないのですが、私立大学の1万人以上の規模、いわゆる大規模校と呼ばれるところでは、専門部署の設置が非常に進んでいるのですが、単科大学ですとか、短大においては、他の部署が担当するというような形で様々な対応を迫られている。1人の担当者が多様なニーズがある学生の対応をしなければいけない状況が見てとれます。



専任担当者の配置につきましても、同じような傾向があります。私立大学におきましては、専任の担当を置いているのは4分の1ということですね。多くの大学が兼任ということですね。おそらく4分の1の大学というのは大規模校になってくるのかなと思います。規模の小さな大学になりますと、職員も限られているとか、あるいは教員は本来授業や研究の業務が本務だと思うのですが、事務の方が行うような職務を代行する大学も多々見られるということがわかっています。私立の短期大学においてはその傾向がより顕著です。実際、専任の担当者は2割にとどまっています。



次に、受験上の配慮を実施した障害のある受験者及び合格者ということで、今回、国立大学と私立大学の2つのグラフをお示ししました。

1つは国立大学ということで、私立大学にも共通するのですが、受験上の配慮を実施した

障害種別で見ると、聴覚・言語障害、それから重複障害、これについては絶対数は少ないです。それから発達障害、精神障害、その他の障害が比較的高い割合になっています。私立大学と比べ、上の折れ線グラフが受験者、その下の折れ線グラフがその中での合格者ということになるのですが、私立大学の方が国立大学に比べると、受験者に比べて合格者との乖離が若干広めに出ています。

10

修学支援に関する検討会第2次まとめでの課題と達成状況

1. 教室環境の整備 →増加傾向
①アクセシビリティの確保 ②学外実習時の配慮 ③入試や試験での配慮
2. 初等中等教育段階から大学等への移行 →微増
①入試時の配慮情報公表・相談窓口整備 ②入学後の支援情報の公開
3. 大学等から就労への移行 →増加傾向
4. 大学間連携を含む関係機関との連携 →微増
①他大学や学外機関との連携 ②介助者の学内への入構・入室許可
5. 障害学生支援人材の配置 →現状維持:支援技術を有す教職員減少
①専任スタッフの配置 ②兼任スタッフの配置
6. 研修・理解促進 →現状維持
①教職員・学生に対する研修等の実施 ②学生向けの研修

修学支援に関する検討会、先般、第三次まとめが終わったところですが、三次まとめに様々な今後進めるべき課題等が提示されたわけですが、1つは二次まとめでの課題がその後どう達成されたのか、まず整理しています。

1つは教室環境の整備、これについては全国の大学で整備が進んでいる傾向が見えます。それから3つ目の大学等から就労への移行です。障害学生に対する就労移行支援についても増加傾向が見られる。この2つについては比較的、全国の大学での取組みが進んでいます。

2つ目の初等中等教育段階から大学等への移行についての取組みが、あまり進んでいない。特に①にあるように、入試時の配慮情報の公表や相談窓口の整備がほとんど進んでいない現状があります。これは、また設置者別に見ますと、私立大学や私立短期大学に顕著です。②の入学後の支援情報の公開についても進んでいないことが示されています。

4つ目、大学間連携を含む関係機関との連携についてもあまり進んでいない。1つは他大学や学外機関との連携。あえてここで取り上げる理由というのは、私立大学の傾向として先ほどからグラフで見てきたように、学内のリソースというのは非常に限られていますので、新しい専門部署を立ち上げている私立大学は、特に中小規模の大学は、少なかったわけです。このように、学内のリソースが十分でないときに、学外とどう繋がっていくかということが重要な課題になっていて、先ほど文部科学省からもお話があった様々な地域連携の事業に繋がっていないということが見えてきます。ブレーキをかけている問題として、②にあるよ

うな介助者の学内への入校とか入室許可、これについてもあまり進んでいないデータが出ています。

5つ目、障害学生支援人材の配置については、現状維持、つまり、二次まとめから進んでいない。支援技術を有する教職員が減少している大学も報告されています。これはむしろ後退している面がありますので、注意をしていく必要があります。専任スタッフの配置、さらに兼任スタッフの配置、特に中小の私立大学においては、その傾向が顕著です。背景には、定員割れを起こしている大学等が増えていること、大学の財務状況の厳しさから人材確保がうまくいっていないことが背景だと思います。

6つ目、研修・理解促進についても現状維持で、教職員学生に対する研修等は比較的増えているのですが、学生向けの研修に取り組んでいる大学となると、あまり増えていない。キャンパス内の障害学生支援を行う雰囲気醸成、キャンパスの共生社会に向けた文化を、高めていくというような支援がますます求められています。

達成状況の背景(設置者別)

1. 合理的配慮が法的義務となっていた国立大学等
 - ①各大学レベルにおける対応要領の策定
 - ②教職員に課された罰則規定
 - ③コンプライアンスとしての体制整備
2. 合理的配慮が努力義務となっていた私立大学等
 - ①大学の規模や財政状況による支援格差の拡大
 - ②障害学生支援にかかる補助金の適正使用をめぐる問題
 - ③支援人材の慢性的不足(兼務の常態化)
 - ④定員割れしている大学ほど要支援学生は増加傾向
 - ⑤地域ネットワークに頼ることが難しい現状
 - ⑥外部委託の功罪

達成状況の背景を分析してみると、中小規模の大学に所属する立場から見える観点も含めて分析してみますと、1つは合理的配慮が法的義務となっていた国立大学等においては、各大学レベルで対応要領が策定されてきた。職員が障害学生支援に対応しないと罰則があるという厳しさですね。このように国立大学等においてはスムーズに整備が進んできました。2つ目、教職員に課された罰則規定。3つ目、コンプライアンスとしての体制整備。やはり法の趣旨ののっとりた整備と、さらに裏付けとしての財源の問題もここには絡んでくると思います。

2番目は、グラフを見てもわかるように、圧倒的に私立大学に課題が多い。合理的配慮が努力義務となっていたということが大きなポイントにはなっているかと思います。

細かく見ていきますと、まず大学の規模や財政状況による支援格差の拡大です。規模別で

データを見ますと、大規模な大学、比較的財政的に安定している大学、定員割れを起こしていない大学、こういったところの障害学生支援というのは比較的手厚く行われているのですが、すけれども、中小規模で、学生支援課のスタッフが非常に限られている、中でも定員割れを起こしている学科を持っている大学における支援というのは厳しい状況にある。

2つ目は障害学生支援に係る補助金の適正使用を巡る問題です。私立大学においては経常費補助金という形で、障害のある学生の数を届け出ると、大学によって差はありますが1人あたり数十万円の補助金が交付されるのですが、この補助金が一般財源として交付されるので、必ずしも障害学生支援に使われていないという実態があるわけです。定員割れの学科を持っていたりすると、交付される額が下がってってしまうので、補助金はその穴埋めに使用されるなど適切に運用されにくいという構造的な問題があります。

3つ目、支援人材の慢性的不足です。規模が小さい大学になりますと、学生支援を行うスタッフの数も限られていますので、1人2役、1人3役となっていたり、障害学生支援が兼務の一つであったりするなどしているので、きめ細かな支援になっていないことがあります。

④定員割れしている大学ほど要支援学生は増加する傾向にあります。先ほど述べた定員割れしている大学は、入学試験においてほぼ全入となっています。実際様々な障害特性を持っている学生、学力の問題も含めて、いろいろな課題を抱えている学生の割合は、入学試験が全入となっている大学ほど多くなっているのです。

ですから、定員割れしている大学こそ、障害学生支援を手厚くしなければいけないのですが、これまで述べてきた背景があるので、なかなか手厚い支援に結びついていないわけです。

⑤地域ネットワークに頼ることが難しい現状ということです。これについても、全国規模で地域の大学を支援する事業があるわけですが、これに加えて、地域で身近に相談に乗ってもらったり、場合によっては支援のノウハウを提供する、あるいは近隣の大学の大学院生にサポートをお願いするというようなことが求められています。こういった社会資源を活用するには、地域でのネットワークが確立している必要があるのですが、現状では地域差があります。

それから6番目、外部委託の功罪。これについてはいろいろ議論があるのですが、学内の障害学生支援は難しいということで、地域の福祉事業所などに業務委託するという支援モデルがあります。これは良い面、悪い面、両方あると思うのですが、学部や学科の教員と障害学生との関わりや、合理的配慮を行う際の教育の質の保証の問題等、様々な問題で未知の部分が多いので、今後しっかりと検証していく必要があると思っています。

私立大学(小規模校)における障害学生の入学に向けた支援例

[事例の紹介]

- ・視覚障害(身体障害者手帳I級),盲学校高等部卒業

[入学前面談]

- ・本人・保護者・高校教員,学科教員・入試担当・学生支援職員
- ・受験に向けた事前協議:点字受験,別室受験,時間延長

[入学試験]

- ・点字問題の作成:全国高等学校長協会入試点訳事業部に依頼
- ・解答用紙の墨字訳:同上

[入学前準備]

- ・歩行訓練(通学路・キャンパス内):市総合リハビリセンター
- ・教科書等の点訳:盲人情報文化センター
- ・本人から申し出があった配慮願ひへの対応

この後は、中部地区に実在する大学での取組みを紹介する中で、中小規模の大学の入学試験のあり方について示唆を得たいと思います。

この大学は小規模校ということになります。この大学では、昨年度視覚障害、身体障害者手帳1級のいわゆる全盲の高校生が受験をしてきました。盲学校の高等部を卒業して受験をしてくることになりました。この大学では全盲の学生を受け入れるのが初めてだったので、大学としては非常に戸惑いがあったわけです。ただ、学内に専門の研究者や熱心な職員もいましたので、事前に手厚い準備を進めました。1つは、入学前面談を行いました。これは本人、保護者、高校の先生、それから大学側から学科の教員、入試の担当、学生支援課の職員、こういった複数のメンバーで面談を複数回持ちました。さらに受験が近づいてくると、受験に向けた事前協議を行いました。

この方は全盲でしたので、点字での受験を希望していました。当初点字の問題は自大学では作れないというような声もあったのですが、これは外注をする方法がいいだろうということで、学内ではなくて支援組織を活用しようということになりました。それから別室の受験、時間延長。これらの方法については入試センターの特別配慮を参考にさせていただいています。実際、入学試験につきましては、点字問題の作成という大きな課題がありましたが、これについては全国高等学校長協会入試点訳事業部という信頼のおける組織がありますので、そちらに依頼をして事前に点字の問題作成していただきました。当日は点字問題の質問に答えられるように待機をしていただき、受験生の点字の答案を一般の文字に墨訳するようなことについてもお願いをして、比較的費用もかからず円滑に入学試験を実施することができました。当該大学の教員は、一般の文字になった解答用紙を採点するだけで済んだので、とてもスムーズに進みました。

また、全盲の学生が入学するという事で様々な配慮を行いました。例えば、大学の最寄りの駅からキャンパスまでの、歩行の問題があったので、当該市のリハビリテーションセン

ターに依頼し、春休みに歩行訓練をやっていただきました。これは駅から大学までです。さらに、学内の歩行について様々な助言をいただいて支援を行いました。それから教科書やガイダンス等の点訳は入学してからだと間に合いませんので、合格が決まった時点で、盲人情報文化センター、市内にあります視覚障害者支援施設に依頼をして、点訳をお願いしたところでした。

こういった支援を進めるにあたって、合理的配慮は本人の申し出がスタートラインになりますので、盲学校の先生に手伝ってもらって、ご本人から配慮申請を事前に出していただいた。この配慮申請の書式については、大学も初めてのケースだったので、障害学生支援の歴史のある、日本福祉大学の学生支援センターから様々なノウハウを提供していただきました。

私立大学(小規模校)における障害学生の入学に向けた支援例

[環境整備]

- ・通学路の安全確認:音響信号機の設置を所轄の警察署に依頼
- ・キャンパス内で必要とされる場所への点字ブロック整備
- ・教室入口での点字標記

[受け入れに向けた学内研修]

- ・目的:多様性を尊重するキャンパス風土の醸成
- ・対象:学生・教職員(学科教員・学生課・教務課・保健室・他)
- ・内容:障害者支援施設の専門家による講演と実地訓練

[アクセシビリティ委員会]

- ・学長を委員長とする実効性のある全学組織
- ・「障害学生支援に関する指針」(ガイドライン)に基づく活動

[私立大学(小規模校)の限界を補うための地域連携]

- ・東海地区障害学生支援フォーラム
- ・京都大学高等教育アクセシビリティプラットフォーム
- ・地域の支援機関によるアウトソーシング

具体的に学内で様々な環境整備なども行ってきました。この辺りについてご説明をしていきます。まず、環境整備、通学路の安全確認ということで、実際に歩行訓練を行う際に、駅から大学キャンパスまで歩行訓練士の方とご本人が一緒に歩いて訓練を行ったのですが、その過程で信号に音響信号がついていないので、これをぜひつけてほしいということをお所轄の警察署に依頼しました。警察署ではすぐにはできないが、予算化して次の年には必ずつけますということをご回答いただいた。キャンパス内で必要とされる場所への点字ブロックの整備など、これも様々な補助金などを活用して整備しましたので、大学としては比較的スムーズに整備ができました。教室入口ですが、どの教室が何号室というのが分かりにくいので、入口の決まった場所に点字のシールを貼るというようなことをしました。これは比較的安価な機械で作れますので、学内で整備を行いました。

さらに、受け入れに向けた学内研修を何回かやりました。目的は、多様性を尊重するキャンパス風土の醸成ということで、対象は学生、教職員です。教職員は学科の教員、学生課、

教務課、保健室、その他有志に集まっていただいて行いました。内容は障害者支援施設の専門家による講演と実地訓練、実際に市内にあります視覚障害者支援施設のスタッフ、その方は障害のある当事者で、実際に白い杖をついてどう歩くのか、点字ブロックにはどういう意味があるのか、ガイドするときにはどのようなことが必要かというようなことを中心に進めました。入学予定の学科の学生にも参加していただいて、実際に実地の訓練も行い、好評のもと準備が進められていったところです。

入学後も手厚い支援を行う必要があるということで、新たにアクセシビリティ委員会を立ち上げました。他大学の例を見ますと、トップに必ず学長を置いて意思決定をそこでできないと予算化が難しかったりします。つまり委員会がサロンの話し合いの場になってはいけないということで、実効性を持たせるために学長を委員長とする全学組織にしました。この過程で障害学生支援に関する指針のガイドラインを重い障害のある学生に対応できるものに作り変えていくような検討も進めました。

また、中小規模の大学は学内で全ての支援を行うことが難しいので、東海地区・障害学生支援フォーラムという組織との連携を深めることになりました。その年のフォーラムの大会は、この大学を会場に実施するというので、教職員の理解を深める機会としました。さらに、文部科学省からの補助事業の1つである京都大学高等教育アクセシビリティプラットフォームの支援を受け、様々な相談に乗ってもらいながら支援を行ってきました。また、市内の障害者支援施設や、リハビリテーションセンター、それから点訳を行っていただく支援機関、こういったところと連携しています。学外と有機的に連携して中小規模の弱点を補うことができます。現在当該学生さんは2年目にあたり、毎日充実した学生生活を送っているという報告を聞いています。

私からは以上となります。ご清聴ありがとうございました。

■ 事例紹介2

海外の試験実施機関における配慮対応と根拠資料

高橋 知音（信州大学学術研究院（教育学系）教授）

大学入試センター・シンポジウム2024
障害者配慮—入試からはじまる, 豊かな学生生活を提供するために—

海外の試験実施機関における 配慮対応と根拠資料

信州大学
高橋知音

【高橋】 信州大学の高橋です。私からは海外の試験実施機関における配慮対応と根拠資料についてのお話をしていきたいと思います。

概 要

- 合理的配慮の申請における根拠資料の必要性
- 海外の試験実施機関における合理的配慮の申請書類
- 日本国内における根拠資料に関する課題

私のお話の中では、まずそもそも論といたしまして、根拠資料はなんで必要なのかというお話、それから実際に海外の試験実施機関、この試験実施機関というのは、日本で言えば大

学入試センターに相当するような海外の例を紹介しようということです。そして、海外で実際試験で合理的配慮を受けるためにどのような根拠資料を求めているかということを経験しながら、日本国内で判断材料となる根拠資料をどのように扱っていったらいいのかといったことについて、考えていければと思います。

合理的配慮の申請における 根拠資料の必要性

障害者差別解消法

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

第八条（略）

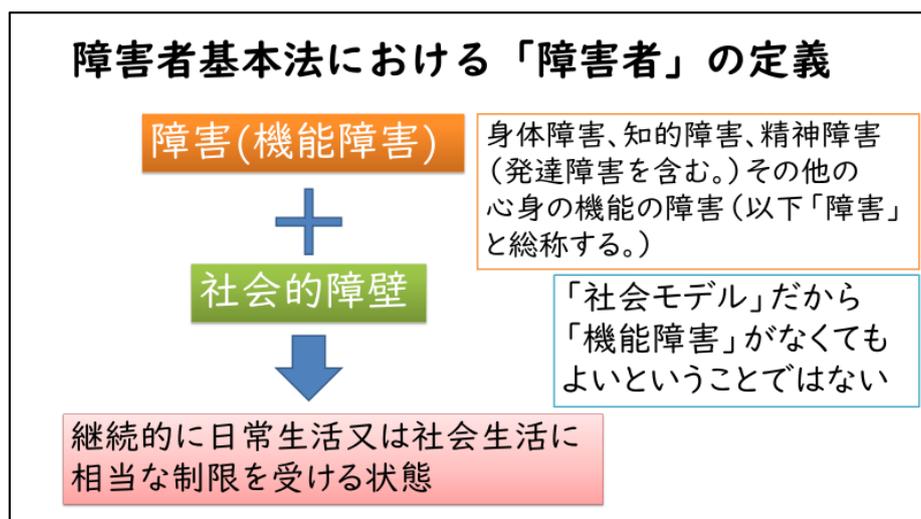
2 事業者は、事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

合理的配慮が認められるには、まず法律の定める障害者に該当していなければならない(西倉, 2016)

では、まずそもそも根拠資料の必要性なのですが、こちらは既に、文部科学省の奥井さんからもお話ありましたので読み上げることはしませんが、障害者差別解消法にある合理的配慮が義務であるということの規定になっています。

こちらの条文を読んだときに、そもそもその義務が発生するときには障害者から意思の表明があった場合に、この義務が発生するということになります。ですから、この障害者であるということを示す資料が根拠資料であるということです。

そこで、ここで言う障害者とはどういう人を指すのかということになりますが、これはあくまで法律の条文ですので、法律で規定された障害者ということになります。実際この合理的配慮についての引用文献の方もご覧いただきたいのですが、合理的配慮について非常に分かりやすくまとめられている書籍がありますが、そちらの中でも、合理的配慮が認められるには、まず法律の定める障害者に該当していなければならないとあります。



それはどういうものかといいますと、条文を直接示すというよりは図示いたしますと、機能障害のある方が社会的障壁の存在によって継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある、そういう人のことを障害者というんだということです。この機能障害という言葉在法律の条文では「障害」と訳しているのですが、日本語の「障害」って英語のいろいろな用語に対応してしまうので、handicapもdisabilityもimpairmentも全部「障害」になってしまうので、ここは「機能障害」としておくのがわかりやすいかと思います。こういった要件を満たした方が障害者なのですが、重要なポイントとしてはここに社会的障壁という概念が入ってきて、これがあるから制限を受けているということ。それが奥井さんのお話の中にもありました「社会モデル」ということになります。ただこれ、こういった話題に関する専門の方でも、時々誤解されていると思うときがあるのですけれども、社会モデルだから機能障害がなくてもいいということではないわけです。機能障害のある方が社会的障壁によって、制限を受けているわけですから、機能障害の部分はどうなっているのですかと伺う、そしてそれを示すのが根拠資料であるということです。

「機能障害」の定義 (WHO)

- 機能障害は「身体の構造や生理機能(精神機能を含む)における喪失や異常」
- 「異常」は「確立された統計学的な正常範囲からの有意差を指すもの(すなわち測定された標準平常範囲内の集団の平均からの偏差)という意味に限定して使われており、この意味でのみ使われるべきである」

世界保健機関(WHO) (2001)

厳密に言うと、明確な基準が示された医学的検査や、標準化された心理検査の結果がなければ、機能障害を示せない

その機能障害はどう示したらいいのかというところが議論になるわけですが、機能障害がどう定義されているかといいますと、これは WHO でかなり明確に定義をされていて、「身体の構造や生理機能における喪失や異常」ということになります。「喪失」というのはその機能が完全になくなっているという状況ですが、多くの方はなくなってしまっているわけではない。ただ言葉が、「異常」という言葉もどうかなとは思いますが、これはこの文献を資料としてそのまま引用させていただいていますが、この「異常」という言葉も定義づけされていて、「確立された統計学的な正常範囲からの有意差」と定義づけられています。かつ、これ続く部分がかなり限定的に、もうこの意味に限定して使えと。かつ、この意味だけで使えと、そこまで詳しく言っています。

ですから厳密に言うと、障害者である。そして、つまり機能障害があるということを示すためには、その明確な基準が示された医学的検査や、標準化された心理検査の結果等で、この正常範囲からの有意差っていうのを示さなければ、厳密に言うと機能障害は示せないということになっていきます。ただもちろん、ここまで毎回ちょっとしたことでも示せと言うのは違うということになるわけですが、文部科学省の有識者会議である検討会はこれについてどのように述べているかという、根拠資料の提出が必要であるということを第二次まとめでは言っています。

高等教育機関における合理的配慮と根拠資料

- 原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する**根拠資料**の提出があることが必要である。(「**障害のある学生の修学支援に関する検討会報告**」第二次まとめ)
 - 時間を要する場合や、根拠資料の提出自体が困難な場合がある
 - 個々の状況に応じた柔軟な対応も求められる
 - 「根拠資料がなければ合理的配慮を一切提供しない」といった、形式的な対応はダメ。(第三次まとめ)」

最新の第三次まとめにおきましても、この根拠資料の提出を求めることが適当だということ、この必要性については再確認がされています。ただし、第三次まとめの中では、この根拠資料が必要だということを明記してしまったがために、これにこだわりすぎて診断書を出さなければ一切合理的配慮を認めませんみたいなことになっていたり、それによって配慮の提供が何ヶ月も待たされたり、そういうような状況が起きていたということについて、それはよくないということになりました。そういうことで第三次まとめでは、柔軟な対応が求められるということになりました。要するに杓子定規な扱いはやめてくれということを第三次まとめの方では言っているわけです。柔軟な対応をして、ということですよ。ただ、その柔軟な対応というのも大学の中に入ってしまうと、個別の学生と対話をしながら柔軟な対応ができるのですが、公的な試験となりますと時間的制限等もあり、なかなか柔軟な対応ができないというのは仕方ないところかなと思います。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) に示された根拠資料

- **障害者手帳**の種別・等級・区分認定
- 適切な医学的診断基準に基づいた**診断書**
- 標準化された**心理検査**等の結果
- 学内外の**専門家の所見**
- 高等学校・特別支援学校等の大学等**入学前の支援状況**に関する資料

機能障害があり、学修に影響が出ていれば、**診断がなくても合理的配慮の対象になる場合も**

ちなみに具体的に根拠資料としてどのようなものが認められているのかというところで見ると、ここにありますように障害者手帳や診断書はもちろんなのですが、心理検査、専門家の所見、この専門家の所見というのも医師の所見とは書いていない、ですから心理士が心理検査を実施してそれに基づいて所見を書く、それも根拠資料としては少なくとも大学、高等教育機関の中では認められているということになります。

また高校等、入学前の支援状況に関する資料も根拠になるということを言っています。ですから、ここで言えるのは大学に入学してしまえば診断がなくても、合理的配慮提供の対象になるということがかなり明確に示されていると言えると思います。

海外の試験実施機関における 合理的配慮の申請書類

では入試における根拠資料を考えるために海外の試験実施機関について見てみましょう。

大学入学者選抜に利用される試験の例

- アメリカ
 - SAT (College Board)
 - Reading and Writing, Math
- イギリス
 - 中等教育の学習に関する学力資格試験 (Aレベル、GCSE)
 - JCQ (Joint Council for Qualifications、8つの試験実施機関の協議会) が合理的調整について情報提供
- 以下、高橋他 (2024) から引用

ここでは、アメリカにおける大学入学のための試験の1つである SAT。それから、イギリ

スにおける大学入試の資料に使われる A レベルとか GCSE といった学力資格試験を実施する機関、JCQ という団体があるのですが、そちらが非常に詳細な基準を提供していますのでそちらを見ていきたいと思ひます。

ちなみに、ここで示します以下のページは全て高橋他(2024)というこの文献資料に訳されたものを用ひています。もちろん私が考えた内容じゃなく、内容自体はこれらの機関が一般に向けて公開しているホームページ等の資料に載っているということです。

SATにおける合理的配慮の申請		
以下の3点についての根拠を示す	7つの要素	
1. 障害があること	(1)~(4)	
2. 学生の活動がその障害によって影響を受けている程度(機能制限)	(2)~(5)	
3. 希望する配慮の必要性	(6)	
	(7)は根拠資料全体の妥当性を担保するための要件	

ではまず、SAT における申請なのですが、以下の3つの点について根拠を示せということを行っています。1つは、障害があるということ。2つ目はその障害によって、活動が制限を受けているという状況について示せということ。そして配慮、どのような配慮が必要かということ。ただこれらについて、どうやったらこの3つが示せるかということについて、7つの要素を非常に具体的に示しています。

7つの要素	
(1)明確な診断	発達障害・精神障害の場合
- 有資格者による、DSM-5に準拠した診断	
(2)情報の新しさ	
- ASD、ADHD、LDについては、5年以内の検査結果	
- 精神障害は1年以内	
- コミュニケーション症は「状況による」	

ここから、その7つの要素について説明していきたいと思います。まず明確な診断、ここで1つお断りを申し上げておきたいと思います。資料の方にはない情報が一部加わっているのですが、私はここで主に発達障害、精神障害を中心にお話をいたします。それは、私の専門が発達障害であるということもありますが、結局この根拠資料がなければ判断が難しい事例というのが発達障害や精神障害であることから発達障害中心にということになります。

まずは診断。それから、その診断や検査結果が5年以内であるとか、精神障害は1年以内といった形で、その情報の新しさも審査の基準として明示されています。

7つの要素

(3)教育歴、生育歴、既往歴

- 診断(1)と機能制限(5)の根拠となるような教育歴、生育歴、既往歴
- 過去に利用した、もしくは現在利用している配慮

教師用調査フォーム

- 教師から見た障害の様子と学習への影響
- 学校での試験における配慮
- 試験時間延長について
 - a. 認められた延長の量
 - b. 試験形式について
 - c. 延長時間の利用状況
- 合理的配慮の効果

また、教育歴、成育歴、既往歴ということで、これまでのその方の経歴、障害によってどのような影響を受けていたかということの経歴なのですが、これについては学校の先生向けに教師用調査フォームというのが別に準備されていて、そこではこの先生から見た障害の様子とか実際の学習の様子、試験でその学校では実際どのような配慮をしていたのか。また、時間延長が非常に重要な配慮内容になります。これについては、さらに具体的に高校でどのくらい認められていたのか、実際それを使っていたのか。延長されていても使っていないケースがあれば、考慮されるわけです。そういったことを求めているということになります。

これらの情報というのは、大学入試センターの川岸さんのお話の中で紹介がありました、共通テストで申請に必要な3点セット、申請書、診断書、状況報告書。この3点セットの内の状況報告書に当たるものだといえると思います。

7つの要素

(4) 診断の根拠となる検査結果

- 包括的な検査報告書(下位検査も含めた検査結果を含む)
 - 認知機能検査
 - 学力検査(教科の試験ではなく、個別実施式の標準化検査で、読み、書き、数学を含む)
 - 症状妥当性検査(症状の誇張等、検査結果の妥当性に関する指標)
 - 時間制限型の検査(学力検査で時間を計って実施する検査。試験時間延長の申請には必須)
 - 微細運動/視覚と運動の統合スキルの検査

4つ目の要素が検査結果です。ここが非常に詳しいのですね。こういう検査結果を示せということで検査のタイプが示されています。さらに言うと、これらの具体的な検査例も示されていて、まず、知能検査を含む認知機能検査や言語能力や数的能力を示す学力検査に加え、それらの検査の結果が妥当であるということを示す検査。これは日本にはないのですが、症状妥当性検査というものも求められていたり、また、時間延長を求める場合には、時間制限型の検査を特記して求めているという点も非常に具体的だと思います。運動とか視覚運動統合というのは、不器用さによって試験解答等に影響する場合に根拠となる検査となります。

7つの要素

(5) 機能制限の記述

- (1)で示された障害が、生徒の日常生活機能やSATにどのような影響を与えるか(例:作業が他の生徒より遅いか、問題文が読めるか、文章が書けるか)
- (3)(4)を根拠として記述

これらの検査結果や、その学校での状況で示されていたような、過去の障害とかそういったものが、実際 SAT の試験の場面でどのような影響を与えるかということを書いてもらって、この辺りは書く人の腕の見せ所というようなところになると思うのですが、それをも

とに、だからこのような配慮が必要なのです、ということを6番で示す。

7つの要素

(6) 推奨される合理的配慮とその正当性

- 必要とされる合理的配慮を具体的に示し、なぜそれが必要か説明
- (1)の障害と配慮内容がどうつながるか
- 生徒のニーズ
- 時間延長を希望する場合
 - 希望する時間延長の量、1日何時間まで試験を受けられるか

(7) 評価者の資格

あと1つ、面白いと言ったらいけないのですが、時間延長を希望する場合、希望する延長量に加え、1日何時間まで試験を受けられるかということも求めています。イギリスは25%から50%の時間延長なのですが、アメリカは200%、つまり2倍時間延長ということを知っています。ただ、共通テストを考えても、2倍の時間でやるといったら深夜に及ぶわけです。確かにその試験の解答に時間はかかるんだが、そうやって本当に必要な時間を全部とろうとすると、今度は疲れて正しく能力が測れないということも起こってしまいます。ですので、そういった情報も書いてくれと求めているわけです。こういった情報が揃えば、この方にとっての妥当な合理的配慮は何かということ判断できる材料が揃うということがかなり明確になっていると思います。

合理的調整のための根拠資料



• 合理的調整の要件

- ①障害のある受験者のニーズ → 根拠資料が求められる
- ②調整の効果
- ③調整のコスト
- ④調整が申請者と他の受験者に与える影響

では、続いてイギリスの例を紹介したいと思います。イギリスは合理的調整という言い方をします。accommodationではなく adjustment という言い方をしますが、そもそも合理的配慮の定義を見ると、変更・調整を行うことを配慮と言っています。ですから、調整と言った方が、配慮と言うとなぜか気遣いとか心配りってというような受け取られ方もしがちなので、調整という言い方は非常にわかりやすいのかなと思います。

ここでは、合理的調整が認められるための要件として、まずは受験者のニーズがあるということ、その求める調整によって効果が期待できるということ、そしてどのぐらいコストがかかるかということ、これは過重な負担に相当するものですね。そして、これは試験場面です。他の受験者への影響ということも判断材料になっているというのは興味深いなと思うところです。この中で、受験者のニーズという部分が根拠資料によって判断される部分となります。

合理的調整のための根拠資料（イギリス）

- 試験で合理的調整が必要となる場合がある4種類のニーズ
 - 認知と学習（特異的学習困難）
 - コミュニケーション（ASD、言語コミュニケーション・ニーズ）
 - 感覚・身体（聴覚障害、多感覚障害、身体障害、視覚障害）
 - 社会的・精神的・感情的ニーズ（ADHD、メンタルヘルス）

イギリスの例で興味深いのは、診断名によって配慮が決まるということではなく、どのようなニーズを持っているのかということによってその調整が検討されるということです。もちろん、それぞれのニーズ、例えば、コミュニケーションのニーズがある人というのはASDとか言語コミュニケーションといった部分に機能障害がある方だということは分かるのですが、例えばいろいろな障害の重複もあります。だから、この診断があるからこの配慮という発想ではなく、そもそもどのようなニーズがあるからこういう配慮が妥当かどうか、そういう視点で作られているというところは非常に理にかなっているんじゃないかと思います。

認知と学習のニーズに関する根拠資料

- 学校での様子に基づいたニーズの全体像
 - 困難に関する過去の情報(言語習得・言語発達の困難、感覚・身体系のニーズ、社会的・メンタルヘルス関係のニーズ、診断、過去の支援、過去のスクリーニング・テスト、過去の学力テスト、過去の合理的調整の内容など)
 - 現在の授業や試験における困難
 - 授業や試験で行われている支援や調整
- **アセスメント結果に基づいたニーズの根拠** → **具体的な検査の種類と評価基準**
- 申請する調整の内容

そこで求められる根拠資料というのは、大きく3つに区切られています。学校での様子に基づいたニーズの全体像、そしてアセスメント結果に基づいたニーズの根拠、そして申請する調整の内容という3点セットになっています。これもまさに1つ目は、先ほど言った状況報告書に相当するものになるわけで、アセスメント結果に基づいた根拠の部分は、診断書に相当すると言えるかと思います。学校での様子に基づいた部分が、過去の困難な状況を経験、そして現在、実際授業や試験でどのような困難があって、どのような調整をしていますかということを問うています。

そしてもう1つ、重要な判断材料となるアセスメント結果、検査結果ですが、これがアメリカの例以上に非常に具体的に、調整が認められるかどうかの基準が示されています。その例を示します。

試験時間延長に求められる検査と評価基準

読み速度	書き速度	認知処理
文章の読み速度 読み流暢性 読解速度	自由作文速度(テーマが与えられて作文し、時間内に書けた単語数を測定) 作文流暢性(絵や語句の内容を表す文を書く) 聞いた言葉の書き取り	呼称課題(RAN課題) ワーキングメモリー 視覚と運動の統合 視覚処理 数的処理 単語読み速度

先ほどお話しいたしましたように、障害種別でその判断基準が示されているのではなく、

求める調整の種類別に、検査の種類が異なります。例えば、試験時間延長を求める場合には、これは要するに「時間が足りないから調整が必要です」と言っているのです。読んだり書いたりする速度が遅いという根拠を示す必要があります。実際それを測る検査というのも、読み速度検査や読解速度検査、こういったそれぞれについて標準化された検査というものが市販されていますし、書き速度に自由作文とか作文流暢性とありますが、これは「400字詰め原稿用紙に作文してください、時間測りますよ」という検査ではなくて、ちゃんと課題と評価基準が定められた市販検査があるということです。あと、認知処理に当たるのは、その読み書き障害に相当するような障害の背景にあると考えられる認知機能、これを評価するような検査ということになっています。

試験時間延長に求められる検査と評価基準

	読み速度、書き速度、認知処理の検査得点
25%	85未満のものが最低1つ 2つ以上の異なる領域で85~90 3つ以上の異なる領域で90~94 85未満の値がなくても認められるのは、学校での様子に基づいたニーズなどを総合的に判断
26~50%	2つ以上の領域で70未満
51%以上	重い視覚障害などまれなケース

こういった3つの領域の検査に関して、具体的に25%の試験時間延長を求めるのであれば、3つの領域のうち最低1つでも85点未満とか、3つの異なる領域で90点から94点。ちなみにこの85とか90という数値なのですが、これは知能検査と同様の独特な特定の集計方法になってしまっていて、100点が平均値になっています。つまり、多数派の、といいますか、同年代の人たちの読み速度を調べて、平均が100点である。その±15点の範囲に3分の2ぐらいに同年代の人が入るように得点が刻まれていて、±30を超えてくると2%ずつぐらいしかいないといった、そのような計算になる。ですから、85未満ってというのは10数%の人がそれに該当するというようなことになります。ですから、これ結構基準が緩いですよね。つまり、読み書き検査で遅い方10数%であれば、25%の試験時間延長を受けられる第1基準クリアということになります。

もちろん、この検査結果のみでその延長が認められるということではなくて、それプラス、実際高校で学習状況はどうなのですかと、それも踏まえた総合的な判断であることは間違いありません。ただ先ほどもお話ししましたように、具体的な数値としての基準というものがかなり明確に示されているというところが、イギリスの特徴になります。ちなみに一応、

重い視覚障害など稀なケースでは 51%以上の延長を認める場合もあるなんていう記述もあったりします。

読み上げ（コンピュータ、補助者） に求められる検査と評価基準		
読みの正確さ	読解	読み速度
時間制限のない単語レベルの読みの正確さ（時間制限のあるタイプの検査結果は利用できない）	音読、黙読どちらでも可 時間制限の有無も問わない	時間延長の際と同じ
いずれかで85未満		

では、配慮事項が違ふとどのようなふうに変化してくるのかということなのですが、読み上げですね。これも共通テストでも、試験監督補助者による読み上げはありますが、この読み上げが認められるための検査基準というのは、先ほどのリストとかなり異なっています。先ほどは読み速度・書き速度・認知機能となっていましたが、ここは読みの正確さ、読解、そして読み速度となっています。このように、求める調整の内容、配慮の内容に従って、「こういう配慮が必要な人というのはこういうニーズがある人だよ。そのニーズってこういう検査をすれば、明確に示せる」というところが、論理的にきちんと考えられている。これがイギリスの特徴といえるのかなと思います。ちなみにこれらのいずれかで85未満。結構ゆるいです。85未満というのは、10数%の人が該当するという基準です。だから検査を求めているのですが、結構ゆるいよというあたりが注目点かなと思います。

SAT (College Board) とJCQの比較	
主な相違点	共通点
JCQ ・求める調整の種類に応じて、必要な検査のタイプと、基準値を明示	・標準化された検査の結果で示される機能障害とそれが日常の学習に及ぼす影響を示す ・それらの情報と、求める配慮（調整）の論理的整合性を示す

アメリカとイギリスの例を比較してみました。この SAT と JCQ を比較してみると、主な相違点として、JCQ は求める調整、配慮の内容に応じて、こういった検査が必要です、そして基準はこうですというのが、ここまで明確に示されているというのは特徴的かなというところ。共通点としては、標準化されたその検査の結果によって示される機能障害と、それがどのような学習への影響を持っていますかということ論述、記述すること。それから、その機能障害や影響と、求める配慮の論理的な整合性があるんだということ。ここを示せば認められるというような、申請する側にとって何を示せば、配慮が認められるのかというのが明確に示されているというところがポイントです。

日本国内における 根拠資料に関する課題

申請手続きと判断基準の明確さ

- 手続きや判断基準の明確さが必要
 - 合理的配慮を受ける基準を満たした受験者が誰でも許可される体制が必要
 - 一部の専門的知識がある専門家にたまたま出会った人だけが許可されるという状況は避けなければならない
- 大学入学共通テストはもう一歩
- 医療機関、高校の関係者の理解はこれから
- → 理解・啓発のためにも、詳しい情報がほしい
- 高校入試はブラックボックス状態

ではここで、日本にこれをどう適用するかというところについて見ていきたいと思えます。まずは基準の明確さです。今後日本における課題としては、手続きや判断基準の明確さが必要だろうと思えます。そして目指すべき方向性というのは、合理的配慮を受ける基準を満たした受験者が誰でも許可されるという体制が必要なんだろうと思えます。確かに読み

が遅い、読み書きで困っている。でも、どのような資料を準備したらいいかわからない。たまたま近所の主治医に見てもらってたし、主治医に言ったが、診断書は書いてくれるが、詳しい検査をやってくれない。そのようなときに「詳しい検査結果がないから、配慮認められないですよ」というのは非常にまずいですよね。一部のそういう専門知識を持った医師とか、民間の団体でも例えば読み書き障害について詳しい検査をしてくれる団体などありますが、たまたまそういう団体や医師に出会えた人だけが、運よく許可される。これはどう考えてもまずいんじゃないかなというのが、海外の例を見た私の感想です。

ですから、大学入学共通テストは日本における最高峰ですね。こういう手続きの明確さという点においては、これだけ明確に情報開示をしている試験実施団体はないと思います。ただし、やはり海外に比べるとまだまだ情報が足りない。その判断の部分に関しては確かにお話の中で総合的な判断ということはあったのですが、その総合的な判断の中身って何、基準はどこ、これがなければ結局その申請する側は当たるも外れるも一か八か、みたいな。それではまずいんじゃないかと思ってちょっと厳しいことも言いましたが、そのように高いスタンダードといえますか、詳しい情報を出していただけると他の団体がそれを真似てくれるというところがあります。結局、高校入試にしても、民間の各種資格試験にしても他の国家資格試験とかもそうですよね。結局はこの共通テストをスタンダードにしています。ですから、大学入学共通テストがそのスタンダードを上げてくれれば、日本中全ての試験において、合理的配慮について公平で妥当な判断がなされるという可能性が広がっていくということになります。したがって、理解啓発的な意義も非常に大きいと感じているところです。

検査を誰が実施するか？

- 神経発達症(発達障害)の診断があっても、検査の情報が十分に提供されない
- SLDの診断をできる医療機関が限られている
- 読み書きに関する検査を実施できる医療機関が特に少ない

ただ、それを整えようとしても、確かに日本国内独特の課題があるのは確かです。アメリカやイギリスに比べて、そういう検査結果が医療機関に行っても得られない。とりわけSLD、学習障害に関する診断が医療機関で受けにくいという現実があります。

ですから、ここは試験実施機関だけが突出して頑張ればよいという話ではなくて、そうい

った医療の方々もぜひ理解を深め、一歩先へと進んでいただきたいと思います。

医学的診断は必須か？

- 診断書がなくても機能障害があると示せる場合は？
 - 例：診断はないが、標準化された検査で読むのが遅いことが示された場合
 - 例：日本語の読みに問題はないが、英語の読みに困難がある場合
 - →バイリンガル・ディスレクシアの症例報告 (Wydell & Butterworth, 1999)

重要なのは「診断」の有無ではなく「機能障害」の有無

また、現状では多くの試験において、医学的診断を必須としていますが、冒頭の部分のお話に沿って考えていただければ、医学的な診断名があるということが重要ではなく、機能障害が何らかの数値とかによって示されている、これが重要であるということをご理解いただけるんじゃないかと思います。ですので、とりわけ現状ではLDの診断を受けにくいということを考えると、医療機関でなくても、検査結果でそれが示されれば認めていていただきたいというところはあるかなと思います。

さらに言うと、これはちょっとマニアックなお話になるのですが、英語だけがなぜか読むのに時間がかかるとか、スペリングの習得に困難があるというケースがあります。これは言語の違いによって、日本語では読み書きに顕著な問題がなくても、英語の読み書きのみに困難が出るという症例報告があります。このような方は、英語困難症みたいな診断は存在しないので、検査結果で示すしかありません。ですから、そういったものも認められるといいのかなと思うところです。

合理的配慮に関する実証的研究の必要性

- 合理的配慮が妥当であることを示す根拠とは？
- 実証的研究の不十分さ(高橋, 2022)
 - 別室受験はADHDのある受験者の成績を下げる？

また、これは大学入試センターを含め、国内の様々な研究者に求められることですが、合理的配慮に関する実証的な研究というのは、更に必要なんじゃないかと思います。そもそものような根拠を示せば、どのような配慮の妥当性が示せるのか、これについてはやはり研究に基づいて、エビデンスに基づいて判断する必要があると思います。例えば、ADHDがある方に対して、集中しやすいだろうから個室であれば試験の成績が上がるに違いないという考え。これはもしかしたら単なる思い込みかもしれません。

主なテスト・アコモデーションの有効性

	時間延長	解答方法変更		問題提示方法変更	別室受験
		問題冊子に解答	パソコン解答	拡大, タブレット	
LD	○	○	△	-	×
ADHD	○		-	-	△×
ASD	○	-	-	-	○(自己評価)
障害なし	○	○	○	×	×

注) ○は有効性があること, △は一部で有効性があること, ×は有効性がないかマイナスの影響があること, -は研究がないことを示す。

といいますのも、上の表、私の引用文献 2022 年の論文に示されている表なのですが、ある研究によると、ADHD のある方は個室で試験を受けることによって成績が下がるというデータも示されている。でも上がる人もいます。ですから、ADHD があるから別室受験を認めるのではなくて、この方は個室の別室の環境において明らかに成績が上がるといいますか、この方の機能障害があっても別室受験であれば本来の能力が発揮できるというエビデ

ンスを示せなければ、診断名だけで別室受験を認めるというのは、エビデンスに基づいていない。これは1つの例ですが、このような形で様々な研究で、どのような配慮があればいいのかということ、やはり研究者がやっていく必要があるんじゃないかと思います。今、国内でそういったことを取り組んでいるのが大学入試センターの研究開発部です。さらにそれを進めていただきたいということと、それ以外の研究者もぜひ取り組んでいただきたいというところです。

【引用文献】

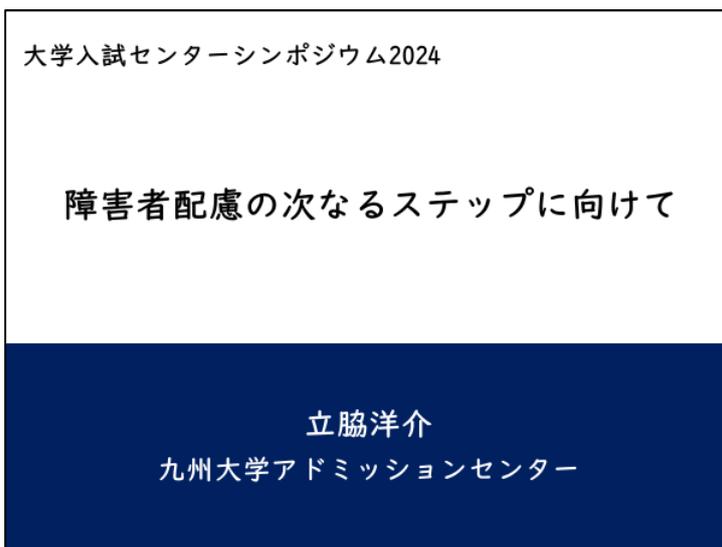
- 西倉実季(2016)対象者の拡大可能性:合理的配慮を必要とするのは誰か 川島聡他編 合理的配慮:対話を開く 対話が拓く(pp.145-161) 有斐閣
- 世界保健機関(WHO)(2001). ICF国際生活機能分類—国際障害分類改訂版— 中央法規
- 高橋知音(2022). 発達障害のある大学生へのエビデンスに基づいたテスト・アコモデーション. 教育心理学年報, 61, 172-188.
- 高橋知音他編(2024)発達障害のある大学生のアセスメント:理解と支援のための実践ガイド 金子書房
- Wydell, T. N., & Butterworth, B. (1999). A case study of an English-Japanese bilingual with monolingual dyslexia. *Cognition*, 70(3), 273-305.

引用文献は以上の通りです。ご清聴ありがとうございました。

■ 事例紹介3

障害者配慮の次なるステップに向けて

立脇 洋介（九州大学アドミッションセンター准教授）



【立脇】 九州大学の立脇と申します。「障害者配慮の次なるステップに向けて」ということでお話いたします。私自身、南谷先生から説明ありましたように、元々大学入試センターの研究開発部で障害者の受験上の配慮の研究をしていましたが、そこから現在九州大学のアドミッションセンター、入試の専門部署に移りました。その中で研究を元々していたということもあり、様々な大学から相談を受ける機会等もございましたので、それらを踏まえて柏倉先生と高橋先生が話されたところにプラスアルファでいくつか情報提供しようと思います。

1. 部局間の連携 ▶ 障害者配慮に関わる部局

- ・入学者選抜における障害者配慮には、以下のような様々な部局が関わる。

(例)

入試課 : 窓口・全体統括

障害支援室 : 障害の程度から配慮の必要性を判断

学部(大学院) : アドミッションポリシーや学部教育から配慮の可否を判断。試験の実施者(試験監督)。

問題作成委員 : 試験の目的等から配慮の可否を判断。配慮によっては問題の調整が必要。

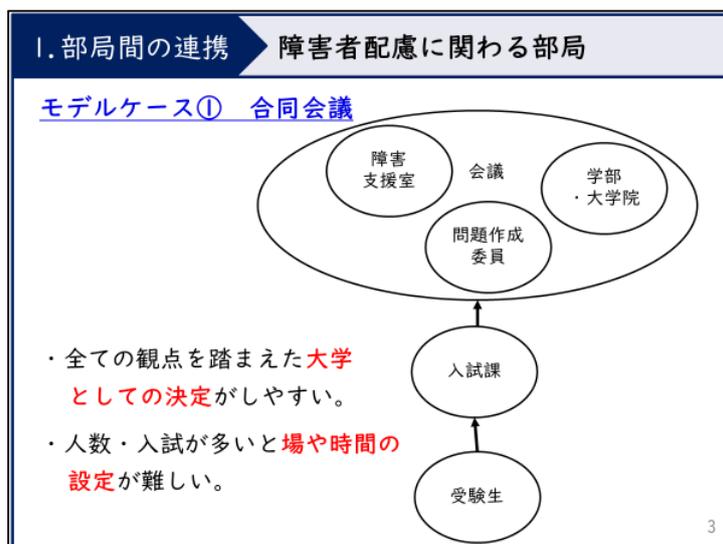
- ・どのような体制であっても、**合理的配慮の提供は部局でなく大学に求められている。**

2

まず1点目は、部局間の連携です。体制整備が重要だということが何度か話に出てきましたが、国立大学含め大規模大学の場合、部局間の連携が課題として挙げられます。大きな大学になればなるほど、障害者配慮に様々な部局が関わるかと思えます。

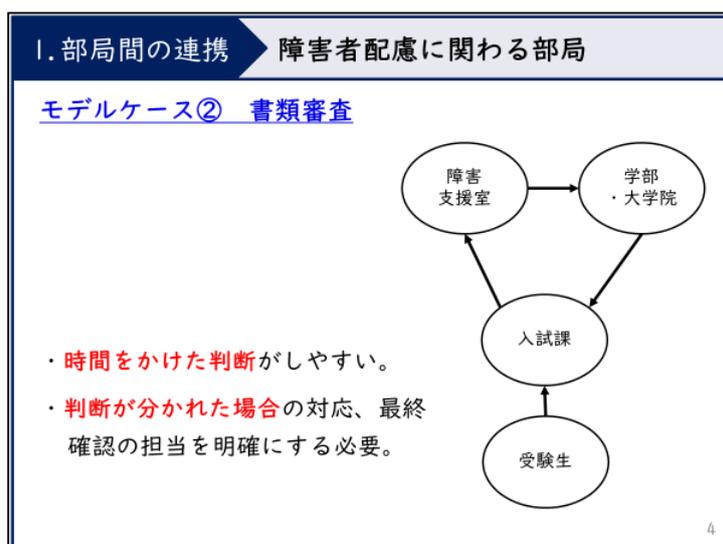
代表的な例としましては、入試課、こちらは窓口や全体統括。障害支援室、こちらは障害の程度から配慮の必要性等を判断するという立場で関わるかと思えます。学部や大学院はアドミッションポリシーや学部教育という観点から配慮の可否を判断します。さらに、実際の入試においては試験の実施者や試験監督ということも務めることになります。また、問題作成委員は試験の目的等から配慮の可否等を判断します。配慮によっては、問題の調整が必要な場合も出てくるかと思えます。

ここで1つ大きなポイントとしましては、どのような体制であっても、合理的配慮の提供は、基本的に大学に求められているということです。一部局で判断をしたとしても、大学の学長名で回答するというように、大学としての回答となります。そのため、これらの部局同士の連携というのが非常に重要になってきます。



多くの大学がどのような形で相談窓口が設置してあるかということを Web ページで公表しています。連携のモデルケースの 1 番目として、多くの大学で行われている方法を説明します。ここでは、合同会議形式と呼んでいます。受験生がまず入試課に相談します。その入試課から、会議という形で受験生の情報を提供します。会議に参加するメンバーとしましては、学部の担当者、あと問題作成委員が出る場合と出ない場合、さらには障害支援室など、関係者が一度の会議で決定する、という方法です。この場合、全ての観点を踏まえて、大学としての決定がしやすいということが大きな特徴かと思えます。

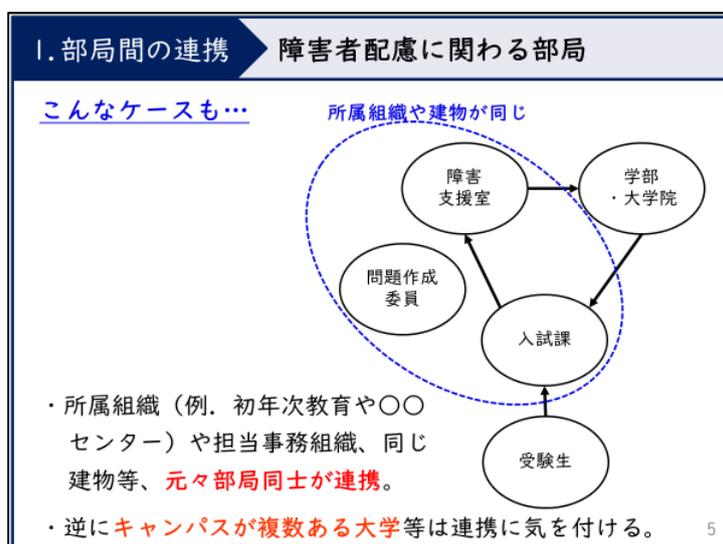
ただデメリットとしましては、大規模な私立大学など、人数や入試の回数が多いケースですと、入試のたびに、会議を設定していくということが課題として挙げられます。



2 番目ですが、書類審査で実施していくというケースです。これは、受験生が出した書類を入試課が窓口となり、その受験上の配慮の書類等をまず障害支援室、障害の専門家が判断

します。この受験生はこれくらい難しいのでこういう配慮が必要だという原案を考え、それを学部、大学院等にとって、学部、大学院がそれを踏まえて決定をする、という方法です。この場合、時間をかけた判断がしやすいです。書類ですので、全体で集まって1日で判断するとかではありませんので、ある程度時間をかけて判断できるというメリットがあります。その反面、判断が分かれた場合の対応が難しいです。

例えば、障害支援室はこういう配慮が必要だと考えても、学部としてはそれが認められないというように意見が分かれた場合に、最終的にどのように判断するか。最終確認の担当を明確にするということが必要になります。こちらが先ほどお話ししました、最終決定は大学としての判断になるということが、問題になります。学部が不許可としたとしても、それは大学としての決定として出されますので、もう一度チェックするような体制等を設置しておく必要があるかと思います。

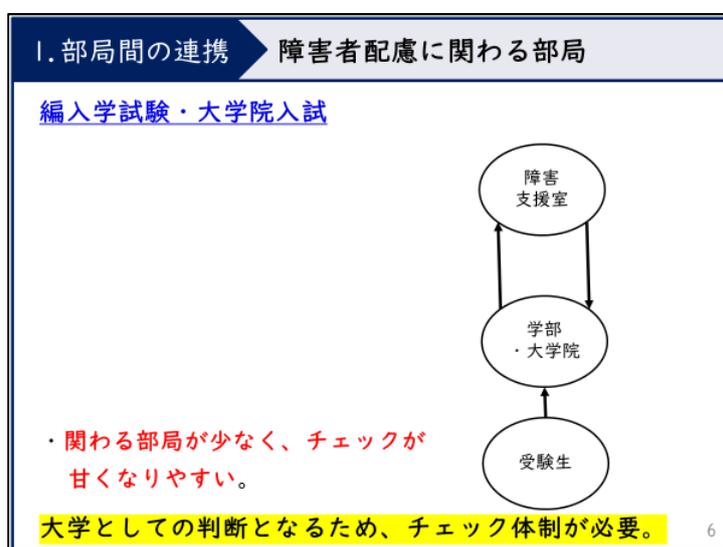


書類審査のケースですが、連携が非常にうまくいっているケースを紹介します。連携の原因を聞いたところ、所属組織や建物が一緒だということでした。入試課と障害支援室がたまたま同じ建物にあたり、大きな枠組みとして、例えば、初年次教育の部署であったり、〇〇教育センターという大きな枠組みで一緒だったり、さらには担当の事務組織や担当の理事が同一だったりということで、情報が相互に共有しやすいという場合があります。その結果、書類審査で段階的に行っていても、連携がスムーズになるというケースがあります。

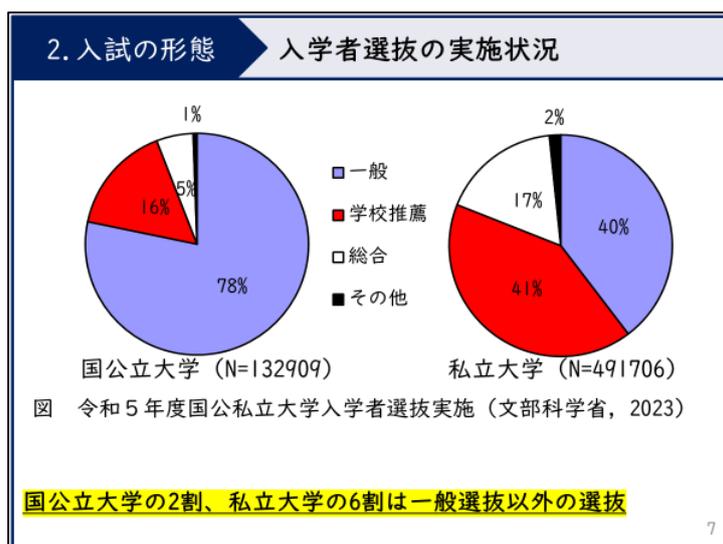
逆に、キャンパスが複数ある大学等で、それぞれの担当者がバラバラだったりしますと連携が非常に難しいので、同じ手続きで審査しているとしても、その学内の事情によって違いが出てきます。こういう場合は要注意かなと思っています。

ここでさらにもう一点、補足の情報としまして、入試での配慮の決定の際に、その決定通知と一緒に、学部教育での配慮も学生に渡した方がいいかどうか、ということをいくつかの

大学が迷っていました。学生の場合に立ちますと、例えば「入ってからこの配慮が受けられないだったら別の大学を受けたい」というふうに考えるケースもあるかと思います。状況が進展すればそういう情報の与え方というのも良いことかと思うのです。ただその一方で、日本の現状で学生の側に立ちますと、例えば不合格になった場合に、この配慮を入れてから受けるということは、大学にとって負担なので、不合格になってしまったと考えるかもしれません。学生によっては、その配慮を受けていること自体をあまり公にたくないというケース等もございます。現時点ではまず、入試での配慮は入試の配慮とし、入学した後に学生の許可を取った上で連携をしていくということは可能かと思いますが、入試の時点で学生に対してその後の話をするというのは、少し危険かなと個人的には思っています。



さらにもう1つ大きな問題があります。編入学試験と大学院入試です。各大学で公表している情報を見ていきますと、編入学試験と大学院入試は、基本的に入試課が窓口ではなくて、学部や大学院が窓口になっているケースが非常に多いです。その場合、まず関わる部局が少なくてチェックする体制が甘いということがあります。さらに、その学部・大学院が窓口であり、意思決定をするという2つの立場を兼ねてしまうということで、この点でもやはり大学としての判断とするようなチェック体制というものを意識的に持っておく必要があるかなと思います。



2つ目の話題は、入試の形態です。本日は、大学入試センター主催のシンポジウムですが、共通テストは試験としてはかなり特殊です。ペーパーテストであり、マークシート形式で、書きに対する配慮があまりいらないと、いう特徴があります。しかし、こちらで示していますように、現在入学者ベースで見えていきますと、私立大学では一般選抜で入ってくる学生が4割、残りの6割は推薦、総合型。国立大学ですと8割が一般選抜で入っているという状況です。

2. 入試の形態 個別大学で実施可能な配慮

入学者選抜において実施可能な配慮 (日本学生支援機構, 2023)

拡大鏡等の持参使用	70.4%
試験時間の延長	67.4%
文書による伝達	66.1%
拡大文字問題の準備	62.1%
拡大解答用紙の準備	59.0%
特製机の使用	45.9%
照明器具の準備	39.5%
チェック解答	24.3%
パソコン等の持参使用	20.9%
マークシートに替えて文字で解答	19.1%
点字問題を点字で解答	15.9%
手話通訳者の付与	13.9%
音声で出題し音声で解答	7.0%

**ペーパーテストで準備の少ないものは可能だが、
①準備が多いもの、②その他の選抜は対応が困難。**

柏倉先生も一部似たような情報を出されていたかと思いますが、日本学生支援機構が実施している、入学者選抜において実施可能な配慮を示しています。ここで書かれている配慮内容、基本的にはやはりペーパーテスト、筆記試験での対応になっています。その中でも赤

色で書いてありますがパソコン等の持参、これは書きに対する支援となっていますが、それでも現状で2割の大学でしか実施可能と回答していない。もちろん技術的なものとかいろいろ課題があるかと思いますが、筆記試験をマーク形式じゃなくて、記述試験でやっている場合には、最低限必要なことかと思いますが。さらに点字問題、あと手話通訳、音声で出題し音声で回答するというような配慮は、いずれも20%未満、10%未満となっています。これを見ますと、現状、個別大学の試験で実施しやすいのは、ペーパーテストで比較的準備が少ない配慮は対応可能と言えますけれど、準備が多いものとか、その他の選抜というのは、基本的に対応する体制が整っていないということが言えるかと思います。

2. 入試の形態 ▶ 個別大学の入学者選抜

- ・マーク式の大学入学共通テストと異なり、
- ①一般選抜
 - ・**筆記試験中心**…書きに関する配慮を独自で実施する必要。
 - ・図表の読み上げ方法や点字問題作成のノウハウも不足。
- ②学校推薦型選抜・総合型選抜
 - ・面接・ディスカッションなど**音声のやりとり**は、実施方法だけでなく、採点方法にも課題がある。

⇒大学入試センターや他大学との連携が必要。

9

マーク式の大学入学共通テストと違いまして、一般選抜は筆記試験で書きに関する配慮というのを独自で準備することが必要になってきます。高橋先生が時間延長のお話をされていましたが、共通テストの時間延長は、基本的に読みに関する負担の大きさがより関連していると考えられますが、書きに対する負担への時間延長については、共通テストではあまりやらなくていい状況になっています。個別大学の場合、そこに対する配慮も考える必要があるかと思いますが。あと例えば、図表の読み上げに関する方法です。全盲の方が受験する場合には、図表の読み上げをどうするかというのは個別大学で突然実施を求められてもなかなか難しいと思います。共通テストでは、かなり細かいマニュアル等で、こういうふうに読み上げていくということが決められています。そういうところを情報共有していきながら、一般選抜で対応するという事は必要かなと思います。

あと学校推薦型選抜・総合型選抜に関しては、面接やディスカッションなど、音声でのやり取りというのが、試験でかなりウェイトの大きなものになっているかと思いますが。こちらに関しては、どういうふうに行っていくかというのはすごく課題があるところです。例えば、面接に関してゆっくり話してくれというようなことだったら対応しやすいですが、学生同

士の集団ディスカッションですと、その学生だけ何か配慮するということが、他の受験生に対する影響も同時に出てきてしまうということもあるかと思います。そうした受験の本質に関わるところをどうしていくかというのはすごく大きな課題で、現状、ここはあまりされていません。

さらに、柏倉先生のご発表にありましたように、私学の場合、学校推薦型・総合型選抜が、実際には試験として機能していないために配慮を全くしなくても合格してしまう、というケースがあるかと思います。そのやり方で合格させていくというのは双方にとって不幸かなと個人的には思いますので、必要な配慮をしつつ、本当に力があったら合格していくという体制に切り替えていく必要があるかと思っています。

3. 申請の方法	配慮を受けにくい人の課題
<ul style="list-style-type: none">・授業での配慮と異なり、医学的診断がある人が自分で申請した場合に配慮の提供が可能。 <p>⇒症状が重くても申告していない人には支援ができない。</p>	
<ul style="list-style-type: none">・高校等での配慮の実績は、有効な根拠の一つ。 <p>⇒現状では、在籍している高校が配慮に消極的、保護者が制度を知らない、支援者が近くにいないなどの場合、支援を受けにくい。</p>	

10

最後の話題は配慮を受けにくい人の課題です。高橋先生のお話の中で根拠資料の話が出てきていました。その根拠資料の中でも特に医学的な面について高橋先生は主にお話しされていたかと思います。医療的な診断とともに、高校での配慮の実績というのも重要な根拠資料として、大学入試センターでも個別大学でも対応しているかと思っています。

ただここに関して、高校での配慮実績は現状では高校間の格差があります。例えば、通信制の高校に関してはかなり積極的に配慮している学校もあります。ただ、実態を見ると、試験時間の延長も、そもそも通信で個別で試験を実施しているために、問題なくやれる体制になっているようです。そういうところの学生さんは根拠、実績があるということで支援を受けやすい反面、進学校ですと、なかなか通常の定期試験なんかでも配慮を実施できない、実施していないというケースもあるかと思っています。

その場合、受験生本人の状況ではなくて、所属している学校がどういう学校か、消極的な学校か積極的な学校か、さらには保護者がそういう制度を知っているかどうか、そういう外的な要因によって左右されているというのが現状としてはあります。ここに関してはしっ

かりと啓発していったり、あとは大学入試センターが共通テストでこういう配慮を実施しているということが、高校にも波及して受け入れられていっているかと思います。これをきっかけとして、各高校でももう一つ配慮を進めていく必要があるかなというふうに思っています。

私からの発表は以上になります。

■ 総合討論

入試からはじまる、豊かな学生生活を提供するために

■ スピーカー / 五十音順

奥井 雅博 (文部科学省学生支援課課長補佐)

柏倉 秀克 (桜花学園大学副学長・教授)

川岸 哲也 (大学入試センター事業第一課参事)

高橋 知音 (信州大学学術研究院 (教育学系) 教授)

立脇 洋介 (九州大学アドミッションセンター准教授)

■ 司会

南谷 和範 (大学入試センター研究開発部教授)

【南谷】 再び大学入試センター研究開発部の南谷です。本日登壇いただいた皆様に、非常に多角的に話題提供いただきました。多角的でありながら、それぞれの話に重なり合う部分もあって、議論が深められてきてるんじゃないかと感じています。そのような中で、既にいくつも質問をいただいていますので、時間もあまりあるわけではありません。さっそく質問に、この登壇者の皆様にお答えいただいとうと思います。

まずはこちらのご質問ですかね。

——— 【質問 1】 「配慮申請の件数と、決定件数（割合）はどのくらいでしょうか。」

【南谷】 これは多分、大学入学共通テストに直接関わるような情報に関する質問ですので、川岸参事の方からお答えをお願いします。

【川岸】 まず許可・不許可につきまして、配慮申請者からは複数の申請があることが多いです。なので、いわゆる一部不許可と、全て不許可があります。全て不許可になった場合も、代替措置はないか審査委員会で検討して、配慮申請者にご提案していますので、実際全て不許可になるというケースはほとんどないところです。決定件数の割合としては、そういった

代替案も踏まえるとほぼ100%に近い形で、何か配慮が許可されているというのが回答になります。

【南谷】 川岸参事どうもありがとうございました。

次、こちらの質問ですね。

――【質問2】 「高校と大学では支援の枠組みが違うということを、保護者が理解していない場合が難しい。高校で手厚く支援を受けている場合、それをそのまま大学においても求められて苦慮したケースがあった。どのような対処法があるだろうか。」

【南谷】 これはある意味では、今日、高大接続という言葉が出てますが、高校での支援と大学での支援がどう同じであり、どう違うのかというような観点も重要になってくる話題なのかなと思います。ひとまず本日配慮実践の具体例まで踏み込んでいろいろなお話をいただきました柏倉先生に何か心当たりというか、サジェスションがないかどうかお話しいただくかと思うのですが、いかがでしょうか。

【柏倉】 まず高等学校までは、特別支援教育という枠組みで、様々な配慮や支援がなされてきているわけです。お子さんが、小さい時期から小学校、中学校、高等学校とあがってくるのですが、基本的にはこちらからこういう配慮をお願いするというより、学校の担任の先生ですとか、保健室の先生ですとか、様々な視点から子供のアセスメントを行って、教育支援計画を立てて配慮を行っています。特に特別支援学校の場合は、そういった支援を総合的に行っています。さらに、通常の小中高等学校においても、現状では特別支援教育コーディネーターを中心に、様々な配慮を組み立てて学校内での支援を行っています。

ところがこれが大学になると、今度は差別解消法にある合理的配慮を大学に求めていく。つまり、本人の意思表示に基づいて支援がスタートするという仕組みに大きく変わるわけです。ですから、ご質問にあるように、「合格が決まって大学は何してくれるの」というふうに、これまでと同じようなスタンスで支援を求めてくるケースは多々ございますが、高校までの特別支援教育の枠組みと異なり、大学に入ってから個人的に支援を申請して様々な配慮を大学と建設的な対話を通じて決めていくんだということの仕組みをご理解いただいて、実際の支援方法や申請方法等について説明をしていくための準備が必要になってくるのかなと思います。これはとても時間がかかりますので、合格が決まったらできるだけ早めに保護者、本人、それから高等学校の先生などを交えて面談を繰り返していくことが重要だと思っています。以上です。

【南谷】 柏倉先生どうもありがとうございました。

関連する質問で、オーディエンスの皆さんからは一まだ今の段階では提示されていないのですが、お答えしないとこれから出るのはほぼ確実だろうと思われる質問で、いわば先取りして議論しておいた方がいいかなと思う話題、よく私が相談される問いがあります。

「入学試験である配慮を行ったら、その後の定期考査、期末試験とか、中間テストとかそういう場でも、大学で全く同じ配慮を行わなくてはいけないのですか？そうすると負担を考える上でも、いろいろ躊躇するところがある。」と相談される場合があります。先ほどの質問は、高校と大学の配慮の連続性、あるいは相違という話題だったと思うのですが、入試での配慮とその後の定期考査での配慮の連続性あるいは相違についてもよく私のところに問合せがくる問題です。これはよく来る話題ということから考えても一般論といえますか、全般的なスタンスという観点で捉えることも重要かと思うので、奥井課長補佐の方から、一般的に見ていらっしゃる立場から言えることがあったらお話しいただきたいのですがいかがでしょうか。

【奥井】 もし私が当事者であればきっと同じであってほしいなと思うし、それは皆さんそういう思いがきっとあると思うのですが、先ほど私の資料の4ページ目で合理的配慮の考え方を示したのですが、過重な負担とか、必要かつ合理的な配慮、その考え方としては、その個別の事案ごとに、個々の具体的場面、状況に応じて判断していく形になります。入試の段階の試験での対応と、入学後の様々な学習の面における対応は、当然場面とかその目的等も異なり、授業科目の内容・方法によっても、教育の本質が異なりますので、そこは個々に応じて合理的配慮のあり方を検討することが必要だというふうに考えています。

【南谷】 突然 Q&A にも挙がっていないような質問を投げかけてしまいました、非常に明快に回答いただきましてどうもありがとうございます。

続きまして、次の質問、高橋先生をご指名ですので、高橋先生の方からご回答をお願いします。

――【質問3】「高橋先生に質問です。当該学生が持参する診断書について、作成される主治医の高等教育の授業に関する認識や配慮に関する事項について記述にバラツキが大きいように思います。記載事項が不十分な診断書でも、学生自身が自身の症状や配慮事項について自己理解ができている場合は、建設的対話ができ配慮依頼を決定して合理的配慮を進めることが可能ですが、障害学生の中には、自身の状況を表明できないものもあります。そのような場合、本学では、主治医に再度情報提供の依頼を行い、合理的配慮を進めていますが、大学によっては診断書や医師の意見書に関して所定のフォーマットを作成されている大学もあるようですが、この点について、先生の何かいい解決策というかアイデアがあれば、高橋先生のご意見をお聞かせください。」

【高橋】 質問といたしましては、医療機関からの診断書が、記述にばらつきが大きいっていうのはもう本当にその通りかなと思います。そしてこの診断書に関しまして1つ言えるのは、合理的配慮の内容を決定するのは医師ではないということです。これは大学関係者としては、要するに医師に言われた通りのことをやらなければいけないということではないんだ、ということをご理解いただけるといいかなと思います。と言いますのも、要するに医師の方は、その方の機能障害の状態については専門知識を持って診断ができるわけですが、その機能障害があるときに大学のこの試験ではどう影響が出るのか、この授業ではどう影響が出るのかということについては情報をお持ちでないわけですから、それについて判断ができるはずがないということになります。ですので、医師の方をお願いするのはあくまで機能障害の状態の記述であって、それをもとにどのような合理的配慮が妥当なのかを判断するのは大学のスタッフであるという認識でやっていただけるといいのかなと思います。ですので、この質問の中で後半の方に、「再度情報提供の依頼を行い」というところは、非常に良い対応ということになるわけです。つまり、診断書の中に必要な情報が書かれていないが、大学で例えば時間延長を判断するためにはこの情報が必要なのですということを求めて、「それはありません」とか、「それは実際こういう形で示されています」と医療機関から来たら認める、そういうやり取りはあっていいんだろうなと思います。とりあえず以上です。

【南谷】 高橋先生ありがとうございました。

私は今日は単純に司会のつもりでいるのですが、私に対する質問もいただきました。こちらの質問ですね。

特に全盲、視覚障害者に対して試験問題の提示の仕方として、最近パソコンでの読み上げなんかもあるようだが点字と音声どちらが望ましいのか、良いのかみたいなお話。ご質問と拝察しました。せっかくなので、お答えさせていただこうかと。

――【質問4】 「南谷先生への質問です。全盲／視覚障害の方への配慮に関して、最近ではPCでの問題文の自動の読み上げができると思いますが、点字と読み上げでは、どちらが解答しやすいとかあるのでしょうか。」

【南谷】 これはあくまで研究者としての私の、一あるいはやはりこの部分は意識しておかなくちゃいけないかなと思うのですが一私自身視力0の視覚障害者ですので、ある意味当事者としての意見というふうにご理解の上で聞いていただければと思います。

試験問題の表現ですが、やはり点字で表現するのが、正確性を担保するという意味では、100%を限りなく追求できる。正確性を担保するという意味では点字が望まれるということが言えるのではないかと思います。特に、大学入試ということ考えた場合に、日本の全盲

を中心とする重度の視覚障害者の学習指導要領に定められた教育というのは、点字を中核にした読み書きの教育に支えられていますので、そうだとするとやはり試験問題のメディアとして点字を用いるということの意義、重要性ってというのはなかなか否定できないものがあります。

他方で、点字の読み速度には限界があるというのも、これはいろいろなエビデンスで示されていて、それゆえにこそ試験時間の延長などというものを認められてる背景があります。更に難しい問題として、近年では試験問題の分量が増大する傾向が否定しがたく存在します。つまり、多くの資料を受験者に読ませて、あるいは検索させて、その中から必要な情報を見つけ出して回答させるという形態の試験問題が増えている。そのために受験者が読まなきゃいけない分量が増えている。繰り返しになりますが、点字という手段で読むことには速度的な厳しい限界があります。そうすると、いくら時間延長をしても十分な配慮にならない可能性も意識せざるを得ない状況が迫ってきているのではないかなというふうには感じています。

その場合に、パソコン等での音声読み上げというのは、点字での読みに比べると明らかに高速に情報の取得ができる。ただし、試験問題に求められるような正確性を担保した表現はどこまでできるかということには疑問が残るといふなかなか難しい状況にあるのかなと考えています。

現状、大学入学共通テストは点字で出題してしまっていて、これに関して私は、一この共通テストの実践を傍らで間近に目撃している立場として一やれることを、点字出題でやれることを全て尽くしていると感じていますが、今後の試験問題の動向によっては、将来的に点字と音声セットにしたような出題の仕方みたいな可能性も意識しなくちゃいけないのかなと考えたりもしています。

以上でひとまず回答とさせていただきます。

さて、質問はさらに届いてしまっていて、個人情報の取り扱いに関する質問ですね。

———【質問5】 「過去に所属していた団体で、学生支援センターに在籍していました。合理的配慮を決定する会議において、学生より提出された診断書などが Google ドライブでの共有があり、学生の重大な個人情報を扱う上で管理方法が危うい、重大なデータはアナログな形式で保管し、漏洩を確実に防ぐべきである、と議論が紛糾したことがありました。確かに、情報漏洩を防ぐことは重要ではありますが、アナログでの保管方法にこだわり続けられれば、学生数の増加に対応が難しくなるかと思えます。どのような意見をお持ちか伺いたいです。」

【南谷】 立脇先生よりアドミッションに携わってる立場からお話いただけることがありそうなので、立脇さんお願いします。

【立脇】 Web 上で記録を保管するという点に関してのご意見、過去のお話だと思えますが。同等の情報を学内でどういうふうに保管しているかだと思います。

例えば、成績情報等を Web で保管しているんだとしたら、それも立派な個人情報にあたりますので、診断名とかだけアナログでの保管にするという必然性はないかと思えます。要は情報のランク自体を大学で設定しておいて、それぞれで対応する形でやっていくというのがまず一番いいのかなと思えます。その上で、それよりもランクが高い情報と判断したら、別途管理するということもあるかと思えますが、これだけあえてというのは正直それほど意味がないかなと個人的には思えます。以上です。

【川岸】 南谷先生、発言してよろしいですか。

大学入試センターとしては、特にこういった診断書や申請書類については電子媒体化もしていますが、必ずクローズ環境、インターネットに繋がってない環境で保管をして、かつ年度毎に、確実に廃棄させていただいているところです。

【南谷】 ありがとうございます。

次はこれまた、高橋先生ご指名の質問ですかね。高橋先生お答えいただけますか。

――【質問6】 「高橋先生に質問です。ディスレクシア高1の保護者です。共通テストの申請書類には、現状では直近3年の検査、診断と記載されていると思えます。5年前に検査、診断されていますが、診断書を準備する際、主治医の判断で再検査しなくても根拠資料となるのでしょうか。よろしく願い致します。」

【高橋】 ご質問は、「3年の有効期限とされている、その検査結果について医師の判断で5年にできるか」ということですが、1つ言えることはそれが認められるかどうかというのは医師の判断ではなく大学入試センターであったり、個別の大学の判断ということになります。医師の判断でそれが良い悪いと言うことはできない、ということは主治医の方にもご理解いただく必要はあるかなと思えます。

その上で、現実問題として読み書き検査に関しましては対象年齢が小学生だけとか、中学生までといったような検査があるのも事実です。ですから、そういった検査で明確に読み書きの遅さを示したいんだが、対象年齢に高校は入っていないというときに、中学時代の検査結果を重要な根拠とすることはありうるのかなとは思えます。さらに言うと、その検査結果を基に、高校で配慮実績があるということがあれば、それもまた強い根拠にはなると思えます。ただ機能検査等は、これは明らかに高校生対象の知能検査というのは複数ありますので、それを揃えておけば、より強い根拠になり総合的な判断で認められる可能性が高くなるかなと思えますので、とりあえずは求められた申請書類に従って準備をすることを基本に考

えるのがいいのかなと思います。とりあえず以上です。

【南谷】 ありがとうございます。

続いて次のご質問です。こちらは出願期限の設定の問題と、また点訳費用の問題を含んでいまして、今日のお話の中でどちらにも部分的に触れていただいている柏倉先生の方からお話お願いできますでしょうか。

――【質問7】 「配慮の決定に時間を要する場合もあるかと思いますが、出願直前に申請される方もおります。提出期限を事前に設けることは許されるのでしょうか。また点字問題等の作成における費用は大学が負担するべきなのでしょうか。予算措置の観点より伺わせていただけますと幸いです。」

【柏倉】 まず直前に出願というのは非常にレアかなと印象としては持っています。というのは、視覚障害の、例えば点字の問題を伴う受験をするというようなケースの場合は、母校は盲学校であったり、通常の高等学校であっても様々な支援をしてきたケースが多いので、試験日のずいぶん前から受験希望の大学と折衝しますので、直前に出願が出るというケースは少ないかと思います。そういうことがあった場合も、例えば全盲の方の点字の配慮ですとか、別室受験・時間延長については、大学入試センターの特別な配慮の項目に準じて進めれば問題なくできるかと思いますので、特段その配慮に時間を要するということはあまり考えにくいのかなと思っています。

また、費用については先ほど述べた経常費補助金を充てるなどすれば、過重な負担には該当するほどの金額ではありません。先ほど紹介した全国高等学校長協会入試点訳事業部のような守秘義務についても信頼できる支援機関がございます。こういったところに依頼をして進めていけば、費用等についてもそこまで多額の負担にはならないので、円滑に進めることが可能だと思います。以上です。

【立脇】 九州大学の場合は一般、全ての入学者選抜に関して事前相談の期間を設けています。一般選抜に関して言いますと、2月末にやるのですけれど、事前相談はまず12月ぐらいまでにあらかじめしてくださいというふうにしています。その場合、実際に共通テストの結果、受けない可能性のある人も相談をしていただきます。ちょっとでも受ける可能性があったら相談をしていただくというような体制をとっていますし、点字に関してはさらにその前に期限をつけています。ただそこで相談を受けなかったとしても、受け付けるケースもございますが、まずはそこまでというのを基本として出しています。大学として、事前に情報をしっかり出しておくということが重要かと思っています。

【柏倉】 追加で私から。先ほども触れましたがホームページ等に受験上の配慮とか、障害のある学生の受験についての大学の基本的な考え方を示しておくこと。さらに、私立大学においてオープンキャンパスを度々やられると思いますので、そのときに相談コーナーを設けて、「様々な配慮が必要な方の受験に対する配慮はこうしていますよ」という窓口を作っておくと、事前に情報をつかむこともできるので、そういった形式で準備をしている大学も増えてきていると思います。以上です。

【南谷】 私も入試配慮のお話をさせていただくことが時々あるのですが、その際に必ず言うのは、皆さん早め早めの行動が肝要、受験する人も早めに相談をした方がいいですし、試験を実施する側、つまり大学が早めにそういうニーズを持っている受験生の人とコンタクトが取れるような状況を確立できるということが、スムーズに進める上での条件になる。そういう話をよくしています。

さて、次のご質問で、最近ではコンピュータで音声で2倍速とかで読み上げて勉強する人も増えているようですが、こういった方法を共通テストに導入できる余地はあるのかというご質問のようです。川岸さんからなにかありますでしょうか。

【川岸】 最初に南谷先生からお話しいただければと思います。

【南谷】 では、私から。

――【質問8】 「日本語の音声読み上げの精度もかなり高まってきて、1人1台の端末が配布されたことで、通常の学習や定期試験などでも、2倍速の音声読み上げなどを使う生徒も増えているように聞いております。特性によって、機械音声読み上げが有効なケースとそうでないケースがあることは、存じ上げていますが、機械音声読み上げによる共通テスト及び大学入試の許可は困難なのでしょうか。許可例はありますか。」

【南谷】 先ほどの私の発言とも関わるかもしれないのですが、現状大学入学共通テストにおいてコンピュータの音声による読み上げによる試験の出題は行っていません。根拠資料が示されて必要な場合には、人による代読を認める場合があるという状況です。

人による代読とコンピュータによる音声の違いとしては、このご質問の中でも指摘されているように、読み速度を非常に速くできるということ。人による代読では実現できないような速度での読み上げができるというのが、コンピュータによる読み上げの重要なメリットかなと私も感じていますし、世の中でもそう認識されているのではないかなと考えています。

先ほど私が申し上げたことと関わる部分というのは、現状その音声読み上げで、特に音声読み上げのみでですね、共通テストの内容を完全に再現して、受験生に伝えることができる

のかという、これは非常に難しい状況にあります。例えば、数学の式とかあるいは化学の問題で用いられる化学式とかです。そういったものを読み上げさせることが、なかなか現実的ではない。あるいは、読み上げてしまったら、試験問題として成立しないような場合もあります。例えば、国語の漢文とかあるいは英語の試験問題をどう読みあげるのが適切なのかという問題に関しては、まだコンセンサスが十分に得られてないのかなと思われる部分があります。

他方で、近年のコンピュータ環境の進歩であるとか、あるいは試験で問われる内容の変化という背景もいろいろ考慮すると、引き続き検討していかなくてはいけない課題であるし、決して過度に消極的になってはならない課題というか、アジェンダであるというふうに我々は受けとめています。つまり、どういう可能性があるかに関しては、いつも積極的に考えていく必要があるものとして受け止めています。

先ほど、高橋先生の方から大学入試センターの研究開発部にも宿題をいただきましたが、やはり研究開発部というのは、現段階では達成できない話題に関して先進的に取り組んで研究して、今は可能性にならないものを、将来可能性あるいは選択肢として実現していく役割を持つ組織だと思うので、そういった立場から今後取り組んでいこうと考えている次第です。

この音声読み上げについて、他に何かご意見ある方がいらっしゃったら、他にも意見をもらった方がいいかなと思います。いかがでしょうか。

【立脇】 音声読み上げをもし導入するなら、人による読み上げと決定的に違うのは精度が100%じゃないという点です。入試を完全に正確に実施するという、これまでと同じ考え方で導入した場合、全てのふりがなをあらかじめ裏で作っておくとか、そういう手続きが必要になって、それは入試の実施のサイクル等を考えると現実的ではないと思います。

ただその一方で、普段使ってる学生さんが、精度が90%でもいいから、日常に近い環境で受けたいという場合はそれに対応するというケースは当然必要になるかと思います。ただもう1点、試験に関してはやはり構造が通常の文書と違って、出題文と小問ということで分けたりしてるところをどうしていくかというのが、もう1つ大きな課題としてあります。そのような課題はありますが、受験生が希望しているなら、数年かけて検討や準備を進めていくことが必要かなと思います。以上です。

【川岸】 南谷先生よろしいですか。確かに、「高校の定期テストで音声読み上げソフトを使用しているので共通テストでも使用したい」というご希望をいただくことがありますが、立脇先生がおっしゃっていたとおり、今の試験問題だと100%というのが難しいところと、高校の定期テストにおいても、単純にそのペーパーのものをそのまま読み上げるのではなくテキストデータ化したものを音声読み上げソフトで読み上げられることで定期テストで使用できているかと思います。今の共通テストのペーパーをそのままPDFデータで提供す

ると、ほぼ音声読み上げができないというのが現状です。

立脇先生がおっしゃったように、90%とかそういった確率でできるものを大学入試センターの方で用意するのも、スケジュール上、不可能なのが現状です。大学入試センターでは、高校の定期テストで使用している音声読み上げソフトなどニーズが高まっていることを踏まえて、共通テストでも実施できないか現在議論を進めているところです。今後も皆様からいろいろとご意見やご見解をいただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

【南谷】 多角的な観点から回答ができたんじゃないかなと思います。どうもありがとうございました。ございました。

それでは一通りご質問にもお答えしまして、時間も残り少なくなってきました。立脇先生からここまでの議論を踏まえていろいろな論点提示をいただきましたので、この立脇さんの論点を提示いただいて改めて考えたこととかフォローしたいというような話題がありましたら、柏倉先生及び高橋先生の方から補足をいただこうかなと思うのですが、お二方いかがでしょうか。まず柏倉先生からお願いできますでしょうか。

【柏倉】 私の方から立脇先生のご提案の中で、やはり今回私立大学、特に中小規模の大学に焦点を当てて、この企画をやっている面もあるのですが、ご存知のように、私立大学の入学試験というのは非常に多様なシステムになっていて、国立大学のように一般入試中心の試験ではなく、その前に推薦入試ですとかAO入試、指定校推薦入試制度とか、多様な試験形態で学生を、早めに獲得することで定員割れを防ぐという大きなミッションがあります。このような背景があり、大学での学科の学びの要件を満たして学士として卒業する、そういう力を入試で評価できない仕組みになっている面が非常に心配なところではありません。特に、推薦入試などの場合は、面接のみですとか小論文のみ、こういった場合は障害がある受験生の入学試験上の配慮も非常にコンパクトにやれてしまうのです。ですから、それほど困らない入試で進んでいくのですが、入学後に様々な配慮が必要になってきたときに、本当に対応できるのかとか、さらに資格を取るために実習に行く際の配慮、就労も含めて地域で自立して生活していくための大学での学びを保證することができるのかといった点で考えると、やはり教育の質の保証の問題も含めて、入試に課せられた役割は非常に大きいわけですね。やはり大学入試というのは本来、学部学科あるいは専門資格を取る要件を満たしているのか。これを評価する重要な機会になりますので、様々な障害特性に配慮した合理的配慮を行いつつ、学生が本当にその大学で目標を達成できるのか、このことを評価する仕組みを私立大学は今後考えていかなければならない。学生確保を優先して進めると入学後の支援が十分に行えないという課題について、今回改めて考えさせられました。以上です。

【南谷】 それでは、高橋先生、お願いできますでしょうか。

【高橋】 立脇先生からご提示いただいたいくつかの課題に関連しまして、一番最後に挙げていただいた配慮を受けにくい人に関する課題のところに関連して発言をしたいと思います。

まず高校等での配慮実績は有効な根拠であるが、これもまた、たまたまそういう親切な高校でいろいろやってくれたから入試でも配慮を受けられる人と、高校がそういう前例がないからと言って断ったがために、入試でも配慮を受けられない人、これは明らかに不公平ですよ。ですからやはりそういったところが、結局総合的な判断になるんだと思うのですが、高校で配慮がなかなか受けられていないような方に関しては、きちんと診断といいますか、必要な情報を提示してくれる医療機関から情報をもらう必要があるのかなと思います。でもそこも限界があるというところ、なかなか難しいところではあります。ただ高校の配慮に関して、今配慮を受けられない場合というような例を1つ挙げていただいたのですが、実は現実では大学での対応に苦慮する事例として逆の例っていうのもあり、これ質問でもQ&Aでもあった例ですかね。高校ですごく手厚く認められていたことを大学でまた同じようにやってくれという希望に関して、大学で対応に苦慮するということがあるのですが、実はその高校での対応は二極化してるのかなと思います。つまり大学は、それなりに大きい大学だと判断をする専門の人がいる。でも高校には、その合理的配慮の妥当性を判断できる人がいないために、言われるがままにやるか、全部拒否するかみたいなそういう二極化が起こっている可能性があると思っています。ですので、何でも高校で認めてもらったからということ、そのまま大学でやるということではできないということもあるというのは、ご本人、ご家族にもご理解いただく必要はあるのかなと思いました。

また、配慮を受けにくい方で自分で申請しなきゃいけないということも挙げていただいたのですが、この辺もちょっと日本の文化的な課題かなと思うのですが、自分で自分の権利を主張していくというところは弱いのに加えて、ご家族も子供のことを守ろうという形で親がやってしまうということやずっと高校までやってくると、いざ大学に来て「特別支援教育はないから本人が申請して」と言われたときに、全く経験がなければそれはできないんですよ。ですから、中学、高校という発達段階に合わせて本人がその配慮申請に関与していくということは非常に重要かなと思っていて、ご家族も中学校、高校もそういった権利主張の力を育てていくっていう視点も必要なのかなと思いました。以上です。

【南谷】 高橋先生、どうもありがとうございます。

私の方で簡単にまとめと申しますか、私が司会の立場として今日皆様のお話を拝聴した雑感を申し上げますと、やはり入試、これは教育における障害のある学生、児童・生徒への配慮というものを考えるうえで、かなり重大な位置を占めている、甚大な役割があるということや改めて確認しました。特に、大学入学共通テストの配慮が、いろいろな局面で参照されるものとして、影響を及ぼしているということを改めて感じまして、責任重大だなということを感じています。

その一方で、入試だけが孤立して存在するわけじゃない。入試の前には高校での配慮があり、入試の後には大学生生活、大学の中での配慮という問題がある。これらは決して、それぞれ孤立に独立してるものじゃなくて、相互に関係し合っているということを改めて感じました。やはりこの相互の関係や連携をこれからは意識してかなくちゃいけない時代なのかなと強く思うところです。

今回、このシンポジウム設けさせていただいた背景として、一番大きかったのは障害者差別解消法が改正されたことです。改正されて、民間事業者にも合理的配慮が法的義務になったということが強調されます。これまでは公共機関にのみ合理的配慮が義務とされたケースが、民間事業者にも義務になったと。でも世の中考えてみれば、社会というのは公的機関と民間事業者の2つで大きく構成されているわけですから、いわば社会全般で障害者への合理的配慮というものを考えていかなきゃいけない時代というのが訪れたんだろうなと思われるわけです。いわばオール社会といいますかね、いろいろなこれからの試みを実現していかなきゃいけない。そうだとすると、この入試における配慮というのも、直接の主体は個別入試を主催する大学であったり、あるいは大学入試センターということになるのかもしれませんが、周辺的に関わる団体とか、支援・サポートを提供できる団体をいろいろと声かけをして集めながら支援を充実させていくってことが、今後望まれてることなんじゃないかなと思います。特に、柏倉先生からお話のありました中小の私立大学、リソースにも制約が厳しい大学においてはそういった外部との連携をどういう形で充実させていくのかということが今後の課題になっていくのかなと感じた次第です。

今後の配慮というのはオール社会で、入試のみならず関連する諸分野を捉えながら進めていかなきゃいけないだろうという雑感を最後にお伝えして、このクロストークを終えたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

■ 閉会挨拶

山地 弘起（大学入試センター試験・研究統括官）

登壇者の皆様、大変お疲れさまでした。また、土曜日にもかかわらず、長時間ご参加くださいました視聴者の方々にも心から御礼申し上げます。大学入試センターで試験・研究統括官をしております山地弘起と申します。簡単に閉会のご挨拶を申し上げたく存じます。

実は私、大学入試センターに参りましたのは2016年、平成28年の4月でして、前任の長崎大学からこちらへ移った時がちょうど障害者差別解消法の施行にあたっておりましたので、その前年から学内では大きな動きがありました。2016年の6月には、全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会という入学者選抜に関わる人たちの集まりで、この新しい法律の内容について南谷先生が研修機会を提供されていました。それから8年経って、この2年間でまた大きな動きがあったということ、今回奥井課長補佐のご発表からも確認することができましたし、一方でなかなか私立大学としては変わっていくのが困難な状況であるということも理解できまして、大きな学びの機会となりました。

ちなみに大学入試センターでは、昨年6月にアドミッションリーダー研修というセミナーで合理的配慮の実践を扱いました。そこでは、今回も言及のありました京都大学の高等教育アクセシビリティプラットフォームのチームメンバーの方の協力をいただいて、特にテスト・アコモデーションに関して、試験問題自体をどういうふうに適切に改変するのか、配慮に基づいてどういうふうに提供するのかということ、ハンズオンで実際にツール類を動かしてみながら考えるという内容でした。今回はその背景になるような政策的な状況、それから実際の大学の対応状況をご報告いただいたということで、今後に向けての課題も最後のクロストークで様々に挙げられたと理解しております。

この分野では建設的対話という文言をよく耳にしますが、先ほど高橋先生も、当事者が自分できちんと支援ニーズをアピールして対話していく力を中高から育てていく必要があるんじゃないか、という趣旨のことをおっしゃっていました。これは我々大人の方も問われるところで、非常に忙しい状況の中では建設的に対話を進めるということはなかなか難しいのですが、ただこれがなければケースバイケースで丁寧に対応していくことは難しいので、我々自身にとっても大きな課題であろうと感じております。

今後とも大学入試センターとしましては、各種の支援技術の進歩もウォッチしながら、合理的配慮についての関連情報、それから研修の場を提供していきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

ご参加くださいました皆様にとって、今日のシンポジウムが少しでも有益なものとなりましたら幸いです。本日は誠にありがとうございました。

大学入試センター・シンポジウム 2024

障害者配慮

—入試からはじまる、豊かな学生生活を提供するために—



2024年11月9日(土)13:30~17:00

Zoom ウェビナー配信

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法が、令和6年4月に施行されました。これを契機として、入試を起点とした障害者配慮に関して現状を整理し、課題解決のヒントを提供するのが本シンポジウムの目的です。

まず、昨年度文部科学省に設置された「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の「第三次まとめ」の内容を確認しつつ、大学入試に求められる障害のある受験者への配慮の展望を、大学入試センターの取組みと海外の動向を紹介しながら、多角的に理解を深めます。

中でも、今般の法改正で法的義務となった私立大学に焦点を当て、大学ごとの多様な状況における、入試の合理的配慮実施の状況や課題等について議論を展開します。

一方で、障害学生支援の判断で大きな役割を果たす各種根拠資料の取扱いは、特に入試配慮において重要な観点として、触れていきます。

これら多角的な論点を踏まえ、入試での合理的配慮実施は入学後の障害学生の修学支援体制へも派生していくものとして位置づけ、入試担当者だけでなく学生支援全般に関心をお持ちの方々に実りあるシンポジウムとなるよう開催いたします。

プログラム

13:30-13:35	開催挨拶	山口 宏樹 (大学入試センター理事長)
13:35-13:45	趣旨説明	南谷 和範 (大学入試センター研究開発部教授) 「シンポジウムの趣旨」
13:45-14:00	動向	奥井 雅博 (文部科学省学生支援課課長補佐) 「高等教育段階での障害のある学生支援について—高大連携・入試を中心に—」
14:00-14:15	動向	川岸 哲也 (大学入試センター事業第一課参事) 「大学入学共通テストにおける受験上の配慮について」
14:30-15:05	事例紹介1	柏倉 秀克 (桜花学園大学副学長・教授) 「私立大学における配慮の現状について」
15:05-15:40	事例紹介2	高橋 知音 (信州大学学術研究院(教育学系)教授) 「海外の試験実施機関における配慮対応と根拠資料」
15:40-15:55	事例紹介3	立脇 洋介 (九州大学アドミッションセンター准教授) 「障害者配慮の次なるステップに向けて」
16:05-16:55	総合討論	奥井雅博, 柏倉秀克, 川岸哲也, 高橋知音, 立脇洋介 / (五十音順) 司会 / 南谷和範
16:55-17:00	閉会挨拶	山地 弘起 (大学入試センター試験・研究統括官) 総合司会 / 里見 康弘 (大学入試センター試験企画課課長補佐)

参加申込



10月25日(金)までに、下記のフォームからお申し込みください。

<https://forms.gle/jNiDocywDDWx4JJg8>

- ・参加費無料、定員 800 名
- ・定員となり次第、受付終了とさせていただきます

主催

独立行政法人
大学入試センター

お問合せ先：試験企画部試験企画課

✉ sympo2024@cen.dnc.ac.jp

■ 大学入試センター・シンポジウム2024 実施結果の概要

1. 実施概要

日 時： 令和6年11月9日（土） 13:30～17:00

主 催： 独立行政法人大学入試センター

参加費： 無料

開催形式： Zoomによるオンライン開催

参加申込者数： 527人（前年度：443人）

参加者数： 250人（前年度：232人）※センター関係者、見逃し配信視聴者を除く

参加率： 47.4%（前年度：52.4%）

見逃し配信動画アクセス数： 延べ328回 ※令和7年2月20日現在

2. 参加申込者の内訳

（単位：人）

	教員・研究者	事務職員・会社員	その他 ^(注2)	計	(参考：昨年度)
大 学	102	239	23	364 (69.1%)	179 (40.4%)
国立	53	51	16	120	72
公立	8	16	0	24	23
私立	41	172	7	220	84
高等学校, 教育委員会	58	3	3	64 (12.1%)	88 (19.9%)
教育産業	3	10	5	18 (3.4%)	95 (21.4%)
^(注1) その他	24	17	40	81 (15.4%)	81 (18.3%)
計	187 (35.5%)	269 (51.0%)	71 (13.5%)	527 (100.0%)	443 (100.0%)
(参考：昨年度)	221 (49.9%)	172 (38.8%)	50 (11.3%)	443 (100.0%)	

(注1) 報道，大学団体，公的機関，病院，個人等

(注2) 医療職，学生等

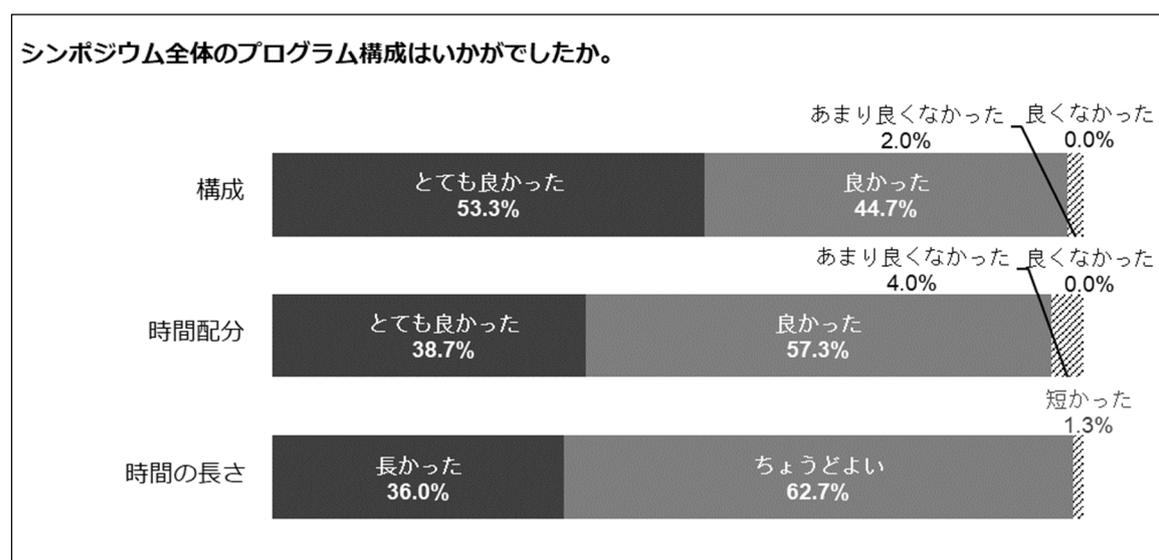
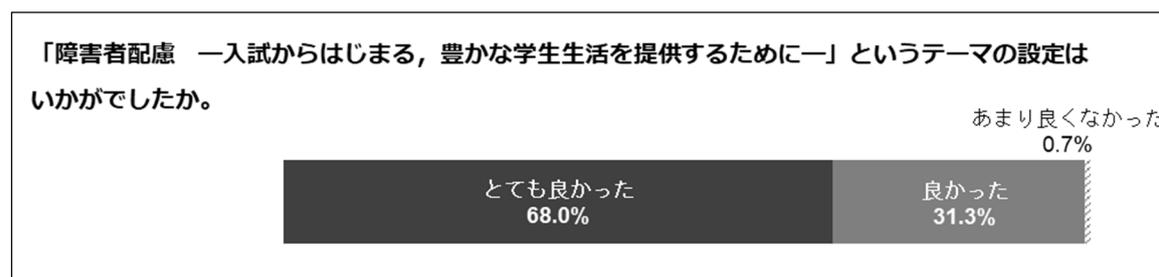
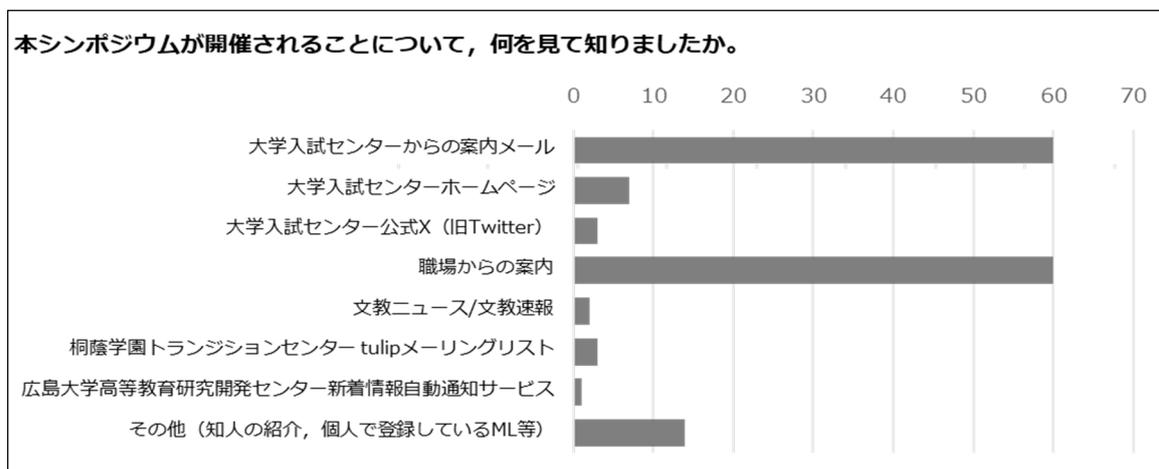
3. アンケート集計結果

シンポジウム終了後に Web アンケートを実施した。集計結果の概要は以下のとおり。

(1) アンケート回答者数： 150人 (※センター関係者を含む)

(2) 回答結果

① 選択回答の結果



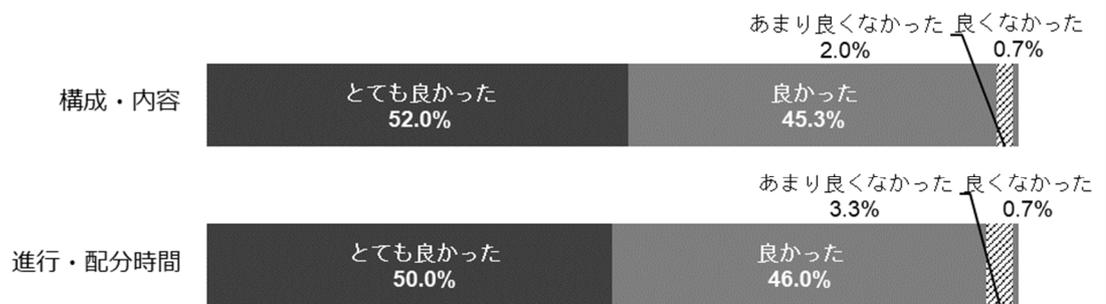
動向の構成・内容はいかがでしたか。



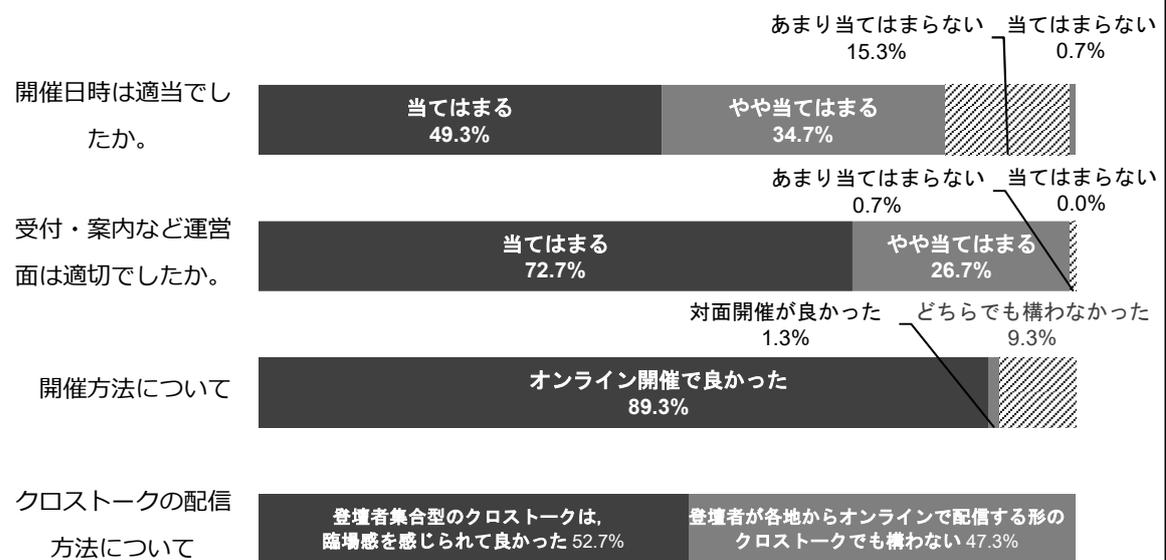
事例紹介の構成・内容はいかがでしたか。



クロストークの内容・進行等はいかがでしたか。



シンポジウムの運営等はいかがでしたか。



令和 6 (2024)年度
大学入試センター研究開発部報告書
大学入試センター・シンポジウム **2024**

「障害者配慮

—入試からはじまる，豊かな学生生活を提供するために—

発行日 令和 7 (2025)年 3月 31 日
編著者 試験企画部試験企画課
発行 独立行政法人大学入試センター
研究開発部
〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23
電話: 03-3468-3311 (代)
